

鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A- 01	特記仕様書1	A- 22	南棟便所平面詳細図(現況・撤去)
A- 02	特記仕様書2	A- 23	北棟(東西)便所平面詳細図(改修後)
A- 03	特記仕様書3	A- 24	南棟便所平面詳細図(改修後)
A- 04	特記仕様書4	A- 25	北棟(東)便所展開図(現況・撤去)
A- 05	配置図・付近見取り図	A- 26	北棟(西)便所展開図(現況・撤去)
A- 06	北棟 1階平面図(改修前)	A- 27	南棟便所展開図(現況・撤去)
A- 07	北棟 2階平面図(改修前)	A- 28	北棟便所展開図(改修後)
A- 08	北棟 3階平面図(改修前)	A- 29	南棟便所展開図1(改修後)
A- 09	南棟 1階平面図(改修前)	A- 30	南棟便所展開図2(改修後)
A- 10	南棟 2階平面図(改修前)	A- 31	部分詳細図
A- 11	南棟 3階平面図(改修前)	A- 32	天井伏図(改修後)
A- 12	北棟 1階平面図(改修後)	A- 33	北棟 建具表
A- 13	北棟 2階平面図(改修後)	A- 34	南棟 建具表1
A- 14	北棟 3階平面図(改修後)	A- 35	南棟 建具表2
A- 15	南棟 1階平面図(改修後)	A- 36	トイレブース詳細図
A- 16	南棟 2階平面図(改修後)		
A- 17	南棟 3階平面図(改修後)		
A- 18	北棟便所断面詳細図(現況・撤去)		
A- 19	北棟便所断面詳細図(改修後)		
A- 20	北棟(東)便所平面詳細図(現況・撤去)		
A- 21	北棟(西)便所平面詳細図(現況・撤去)		

工事概要				
1. 工事名称	鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事	3. 工事種目	工事内容	北棟便所改修工事 南棟便所改修工事
2. 工事場所	鳴門市撫養町斎田		建物構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2386㎡
		4. 工事区分	建築工事一式	

建築工事仕様書	
1章 一般共通事項	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。) ③建築工事標準詳細図(令和4年版) ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の特優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)等 ◎施工条件は次による。 ・工程については、学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い滞滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・前面道路は通学路であるため、学校が指示する時間帯は工事車両の通行をしないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に学校・施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・北校舎は夏休みに入ってから工事を開始すること。なお、本工事期間中も便所は使用するので、先行して北校舎の工事を完了させ、段階確認を受け北校舎の使用が可能となった後に南校舎の工事に着手すること。 ・施工順序は学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事期間中も施設は使用するで、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・工事の施工に当たっては交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成3.10.8建設省機発第249号・最終改正平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。 ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを提出用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に適宜配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。【義務付けられていない】) ・警備員は、延100人(うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事(当該下請◎工事カルテの作成、登録 1) 請負者は、請負金額が2,500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(ＣＯＲＩＮＳ)に基づき、受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、登録内容変更時は、変更あった日から10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、完成時は、工事完成後10日以内(ただし土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写し監督員に提出しなければならない。変更時登録については、請負金額、工期、主任(監理)技術者、現場代理人の変更があった場合に登録を行うこと。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。契約変更等により請負金額が500万円以上2,500万円未満となった場合は、既登録を削除し新たに500万円以2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時として登録すること。 2) 請負者は、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、工事実績情報サービス(ＣＯＲＩＮＳ)に基づき受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して、内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。 契約変更等により請負金額が2,500万円以上となった場合は、既登録はそのままに、2,500万円以上工事として変更契約時の工事内容を変更時登録すること。 契約変更により請負金額が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除すること。 なお、請負金額が500万円未満であった工事が契約変更により500万円以上2,500万円未満になった場合においても、新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時登録すること。 ◎暴力団等による不当介入の排除 1) 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者及び警察へ報告するものとする。 2) 受注者は、発注者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 3) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「鳴門市工事請負契約約款」(以下「約款」という。)第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 4) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所管の警察署に提出しなければならない。 5) 受注者は、前項被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は、約款第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。

3. 安全衛生管理

- ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
- ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。

- ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
- ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に倣い適切に処理すること。
- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について(仮囲い等仮設材設置を含む)工事着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ◎受注者はトラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和4年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。
- ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

4. 工事現場管理

- ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。
- ◎電気保安技術者は、次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に倣い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、構仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。
(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出證書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(Ｈ3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「ＣＯＢＲＩＳ」という)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(Ｈ3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、ＣＯＢＲＩＳの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バジン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・【無】)
- ◎建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

5. 施工調査

- ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。
- ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと、既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- ◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。

6. 材料・製品等

- ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。
- ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-01
N A M E	S C A L E	
特記仕様1		
株式会社 川建設計	1級建築士登録第126265	川端壮一郎

8. 施工

◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。

手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

項目	建築	電気	管	空調	その他	備考
梁・壁・床スリプ入れ		○	○	○		
同上穴埋補修		○	○	○		
スリープ開口補強（鉄筋）	○					
同上（リンブレン等）	○					
床・天井点検口	○					
設備器具天井開口墨出		○	○	○		
同上切り込み及び開口補強	○					
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			
縦樋（GLまで）	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
給排気ガ拉里取付け	○					
空調機器類の基礎工事	○					

9. 技能士の適用

◎本工事の施工にあたっては、各工事にかかる当該業種の1級及び2級技能士の有資格者をつとめて活用すること。

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。

技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

10. 設計変更箇所確認

◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。

◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

11. 工事検査及び技術検査

◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

12. 完成図等

◎電子納品 対象

◎提出書類

- 竣工図（製本3部（うち縮小版1部）、電子データ1部）
- 工事写真（写真帳2部（ 〇着手前 〇工事中 〇完成写真 ）、電子データ1部）
- 使用材料一覧表1部、電子データ1部
- 保全に関する資料

◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、DXF形式及びJWW形式をCD-Rに保存する。

◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。

完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。

◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区分	分類・規格
着手前	カラー・手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー・手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー・手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は、専門家に（よる・**よらない**）ものとする。

◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に 基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という）すること。

13. 火災保険

◎対象物

工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。

◎付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

(1) 杭及び基礎工事

(2) コンクリート躯体工事

(3) 屋外付帯工事

(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

◎付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。

また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

◎保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。

なお、工事延伸した場合には、保険の期間も延長すること。

◎その他

(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

14. デジタル工事写真の黒板情報電子化

◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

2章 改修仮設工事

1. 一般事項

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

2. 足場等

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

①労働安全衛生法に基づく構造規格

②（社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎外部足場（種類：枠組本足場、仕様 2枚布、D＝90cm、シート仕様：ネット状養生シート防災1類）

- 壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下、鉛直方向:9m以下)
- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

◎内部足場

アリーナ壁改修部・手摺塗替え部、ステージクロス張替え部、2階ギャラリ一部AW13・14の改修部、ホール壁塗替え部（種類：枠組棚足場 D900 一列）アリーナ部の落下防止ネット取外し再取付け部（種類：簡易型移動式足場）

上記以外（種類：脚立足場）

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎仮囲い（仕様：成形鋼板 H2000、L＝図示）

(A型バリケード)

◎ゲート（**有**、無）キャストゲート W5000 H1800

◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

3. 監督員事務所

◎監督員事務所は（**設ける**・**設けない**）

4. 養生

◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：ブルーシート類）

5. 工事用水、電力等

◎既存電力利用（出来る・**出来ない**）、電力料金（**有償**・無償）

ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存水利用（出来る・**出来ない**）、水料金（**有償**・無償）

6. 工事車両用駐車場

資材置場・現場事務所用地等

◎同用地は、（図示の場所に、**用意していないので業者にて**）設けること。

ただし、施設管理者と協議すること。

3章 躯体工事（1）地業工事

2. 砂利・砂及び地業等

◎材料は、市場品とする。

◎砂利及び砂地業

- 砂利は、（切込砂利・切込碎石・**再生カラツヤシ**）とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
再生カラツヤシ	土間下	図面参照	RC30

3章 躯体工事（2）鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	10、13

2. 材料試験

◎材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること

3. 継手及び定着

◎結束線の端部は内側に折り曲げる。

◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

◎スラブのスベークーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスベークーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。

◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。

5. 帯筋

◎形の種別は構造図による。

6. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打ち込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の実査を受ける。

7. あと施工アンカー工事

◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。

◎施工確認試験を（行う・行わない）。試験方法は標仕14.1.3(1)(エ)による。

◎あと施工アンカーは（**金属系アンカー**・接着系アンカー）とする。

- 接着系アンカー アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。
- 金属系アンカー 差し筋アンカーとする。

3章 躯体工事（3）コンクリート工事

1. 一般事項

◎コンクリートの種別

- Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
- Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート）

◎設計基準強度

コングリートの種類	設計基準強度F _c (N/mm2)	調合管理強度F _n (N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m3)	適用箇所
普通	21	21+(3～6)	18	有	Ⅰ類	2.3t/m3程度	開口塞ぎ
普通	18	18	15	無	Ⅰ類	2.3t/m3程度	1階土間コン

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（F_c）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- ・第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-02
N A M E	S C A L E	
特記仕様2		
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

9. タイル張り

◎有機系接着剤によるタイル張

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物		色	再生材の 適用	耐凍害性	耐滑 り性	備考
				有	無	標準	特注			
男子便所床	600×800×6	メーカーによる	メーカーによる		○	○		メーカーによる		汚染防止タイル汚垂れ石仕様

◎見本焼きを（行う・**行わない**）。
◎試験張りを（行う・**行わない**）。

◎有機質接着剤 ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤・使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

◎接着力試験を（行う・**行わない**）

10. 接着剤

◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ウレ樹脂等（ウレ樹脂、アミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. 金属面の表面処理

◎ステンレス

種類	表面仕上の種別	施工箇所
SUS 304	HL	建具下枠、3方枠、沓摺り

12. 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
アルミ製	600×600	一般形	屋内用	額縁	額縁

13. メラミン
ポストフォーム

◎表面材 メラミン化粧板
芯材 耐水MDF仕様 厚20

14. 断熱・防露

種類	種別	厚さ	工法	補修材	備考
押出法ポリスチレンフォーム	2種b	50			

7章 塗装改修工事

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

◎塗料はホルムリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

◎ウレ樹脂等（ウレ樹脂、アミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合
ペイント塗り
(SOP)

区分	種別		下地調整 素地ごしらえ	錆止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
新設木部		標仕18.4.3 B種	A種			
既設木部		改標仕7.4.3 B種	RB種			
新設鉄部		標仕18.4.4 B種	C種		A種	
既設鉄部		改標仕7.4.4 B種	RB種		C種	
新設鋼製建具面		標仕18.4.5	B種		A種	
既設鋼製建具面		改標仕7.4.5 B種	RB種		C種	

3. つや有合成樹脂
エマルジョンペイント
塗り (EP-G)

区分	種別		下地調整 素地ごしらえ	錆止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
新設モルタル面		標仕18.8.2 B種	B種			
既設モルタル面		改標仕7.9.2 B種	RB種			
新設けい酸カルシウム板面		標仕18.8.2 B種	B種			
既設モルタル面		改標仕7.9.2 B種	RB種			

8章 ユニット及び
その他の工事

1. トイレブース

表面材の種類	脚部	ドアエッジ	
	形状	形状	材質
メラミン樹脂化粧板	巾木	図示	アルミ押出形材

2. サイン

◎ビニルラック 7mm板 厚5 150×150 インゲットシート 平付型

3. コーナーガード
コーナービート

◎図面参照

9章 環境配慮(グリーン)改修工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存の石綿含有建材の分析結果は（貸与する・**ない**）。

◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。

・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。

・監督員へも結果を提出すること。

・調査結果は3年間保存すること。

・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・**行わない**）。

・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び定査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

・測定機関は、都道府県労働局に登録 されている作業環境測定機関とする。

・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。

・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）

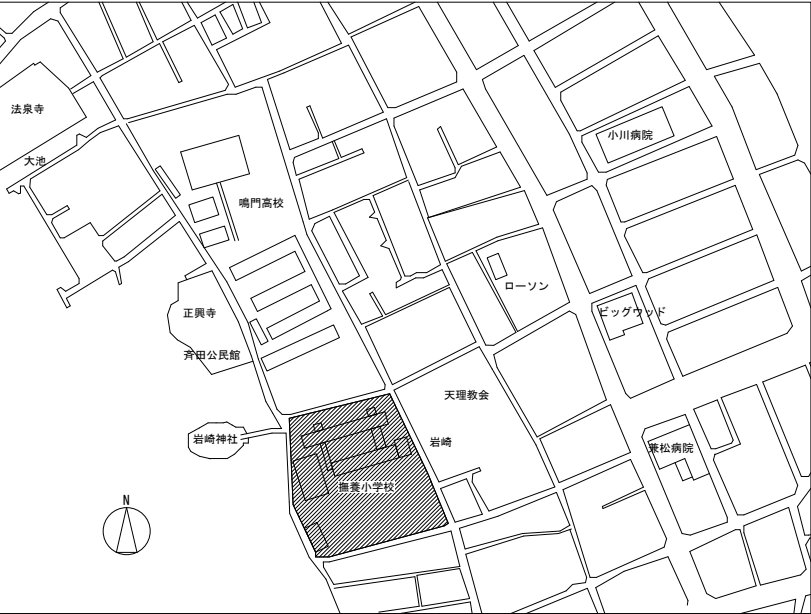
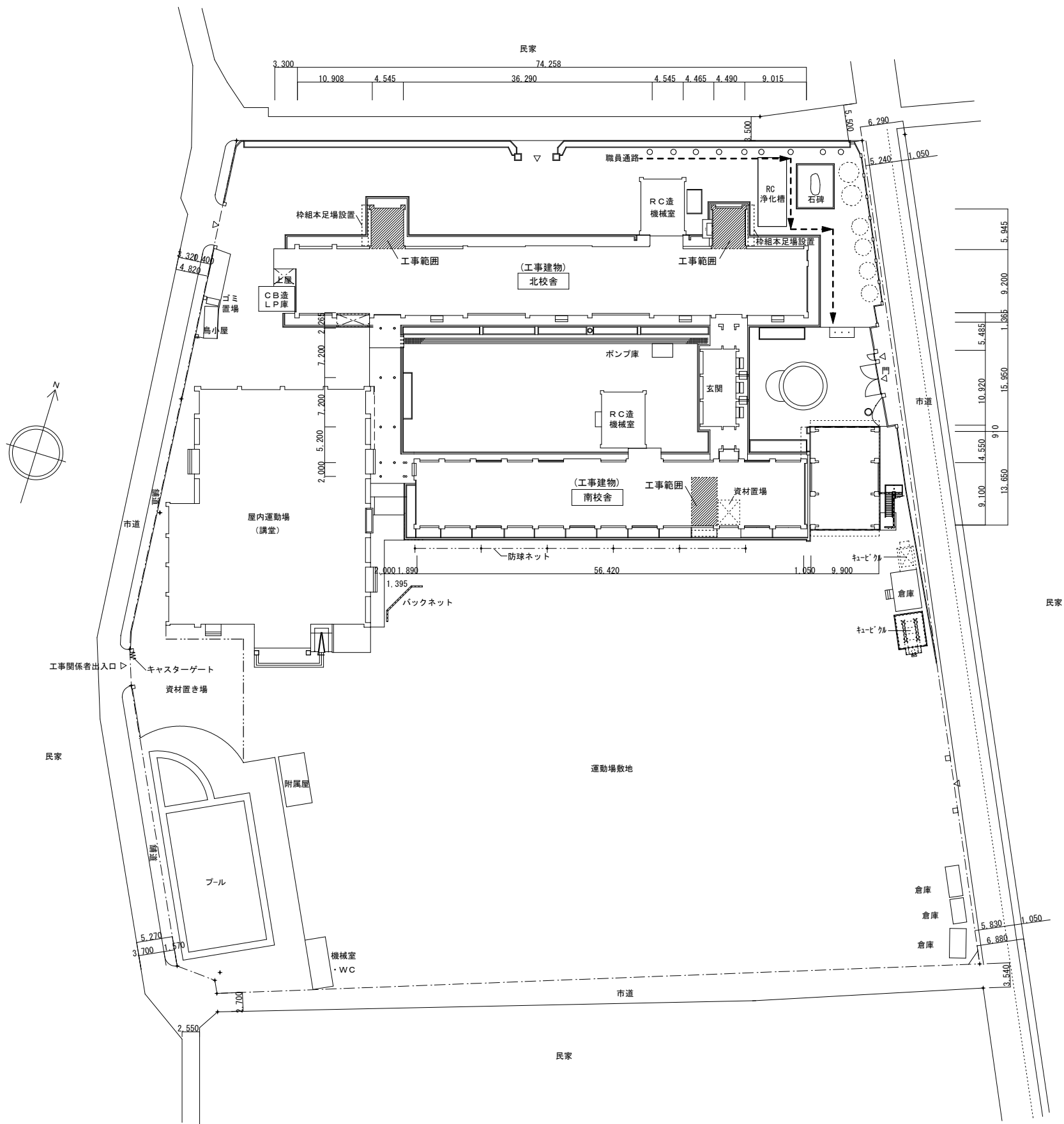
◎施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-04
N A M E	S C A L E	
特記仕様4		
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

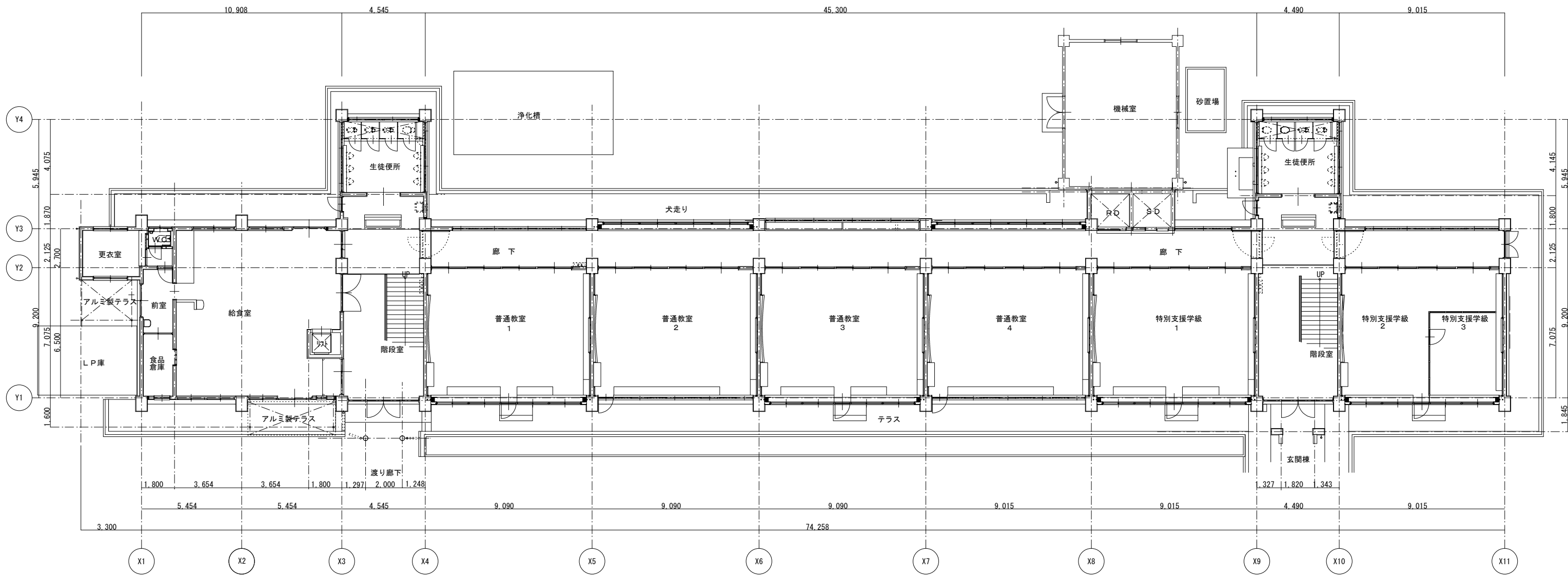


付近見取り図

--- 仮囲い 波形亜鉛鉄板 H=1.8m
www 仮門 キャスターゲート W=5.0、H=1.8m(1ヶ所)

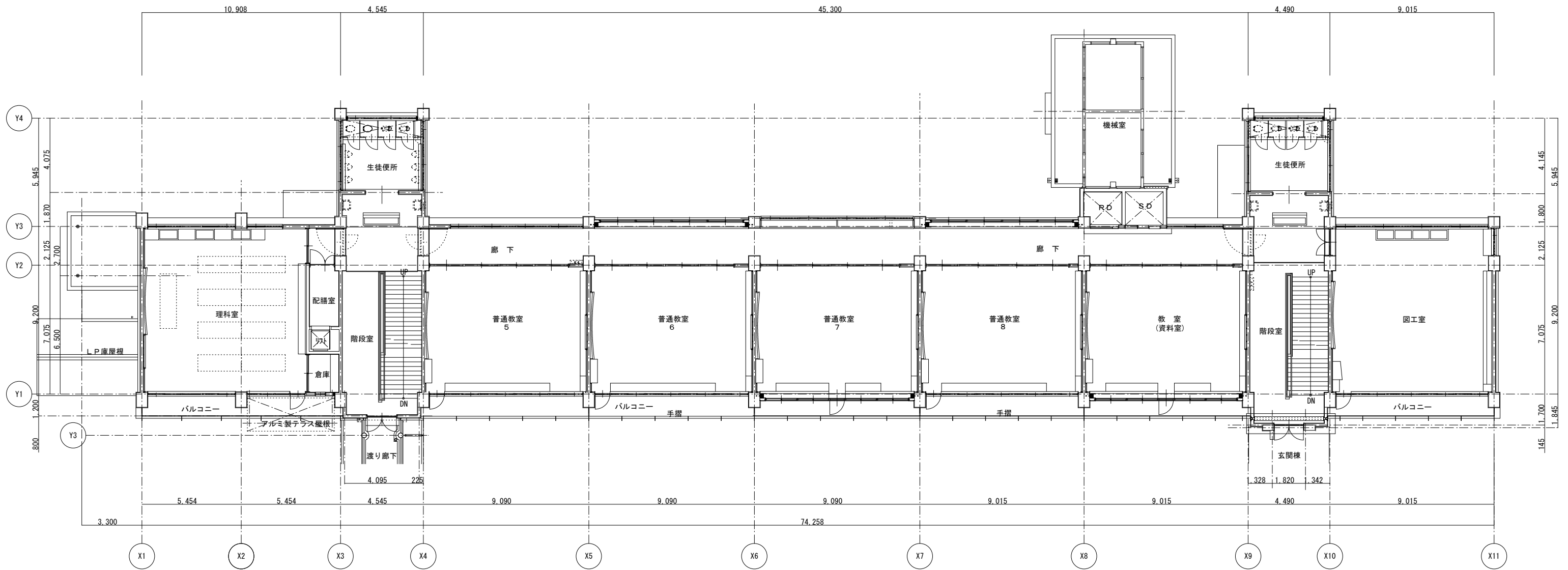
配置図 1/500

T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-05
N A M E		S C A L E	1/500
配置図・付近見取り図			
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



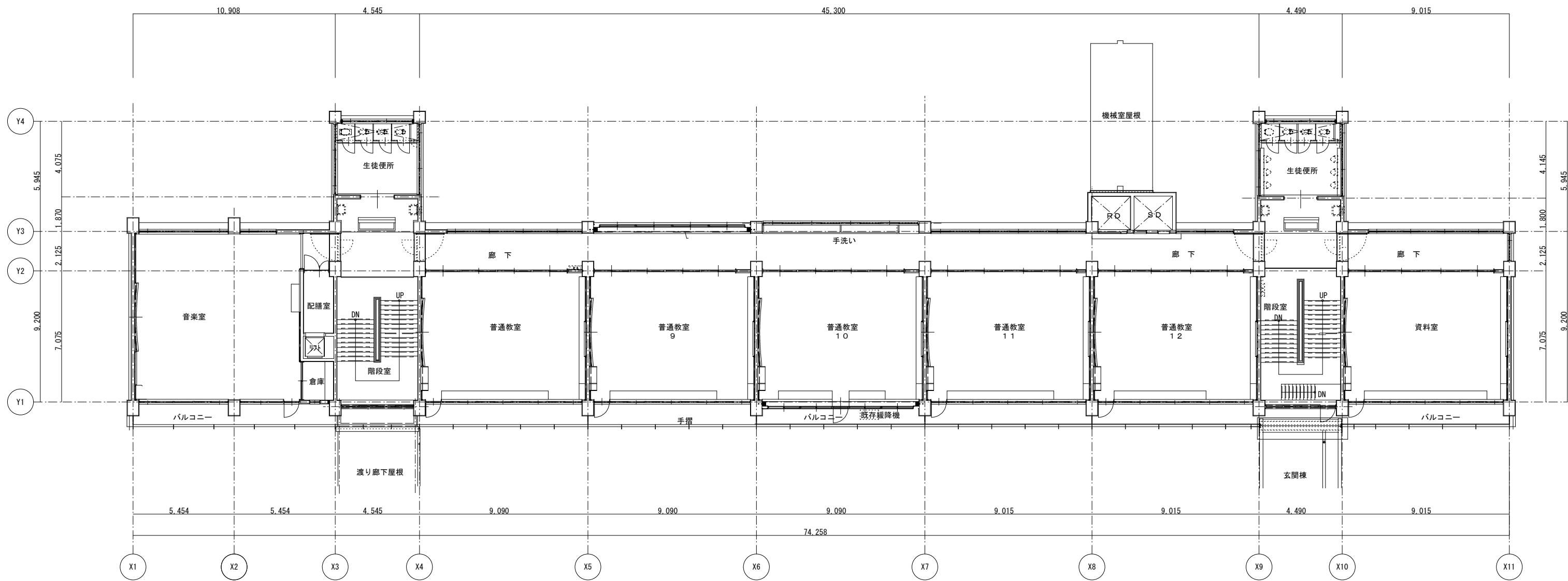
1 階平面図 S = 1 / 1 5 0

T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-06
N A M E		S C A L E	
北棟 1階平面図(改修前)			1/150
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



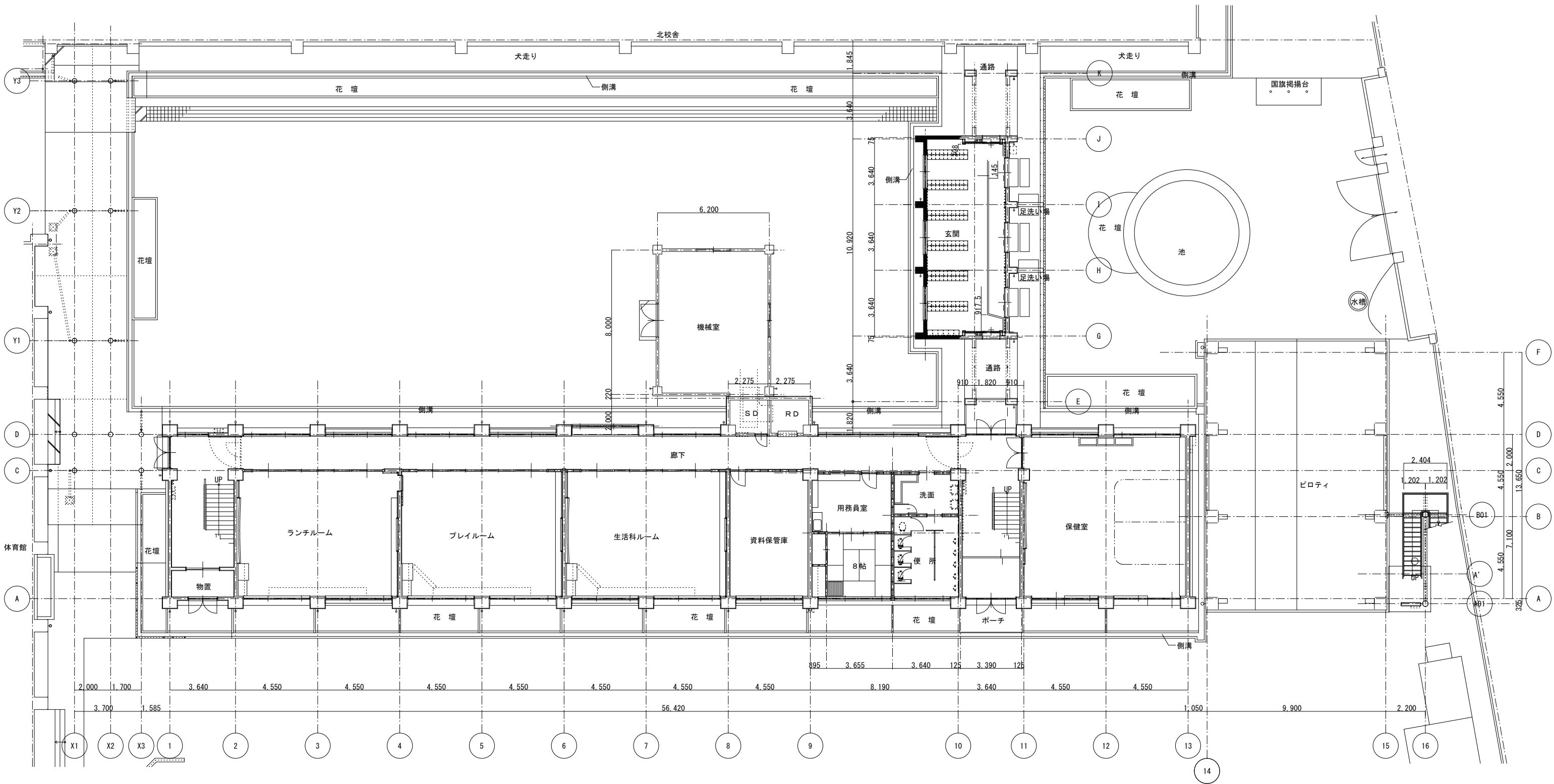
2 階平面図 S = 1 / 150

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-07
N A M E	S C A L E	
北棟 2階平面図 (改修前)	1/150	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



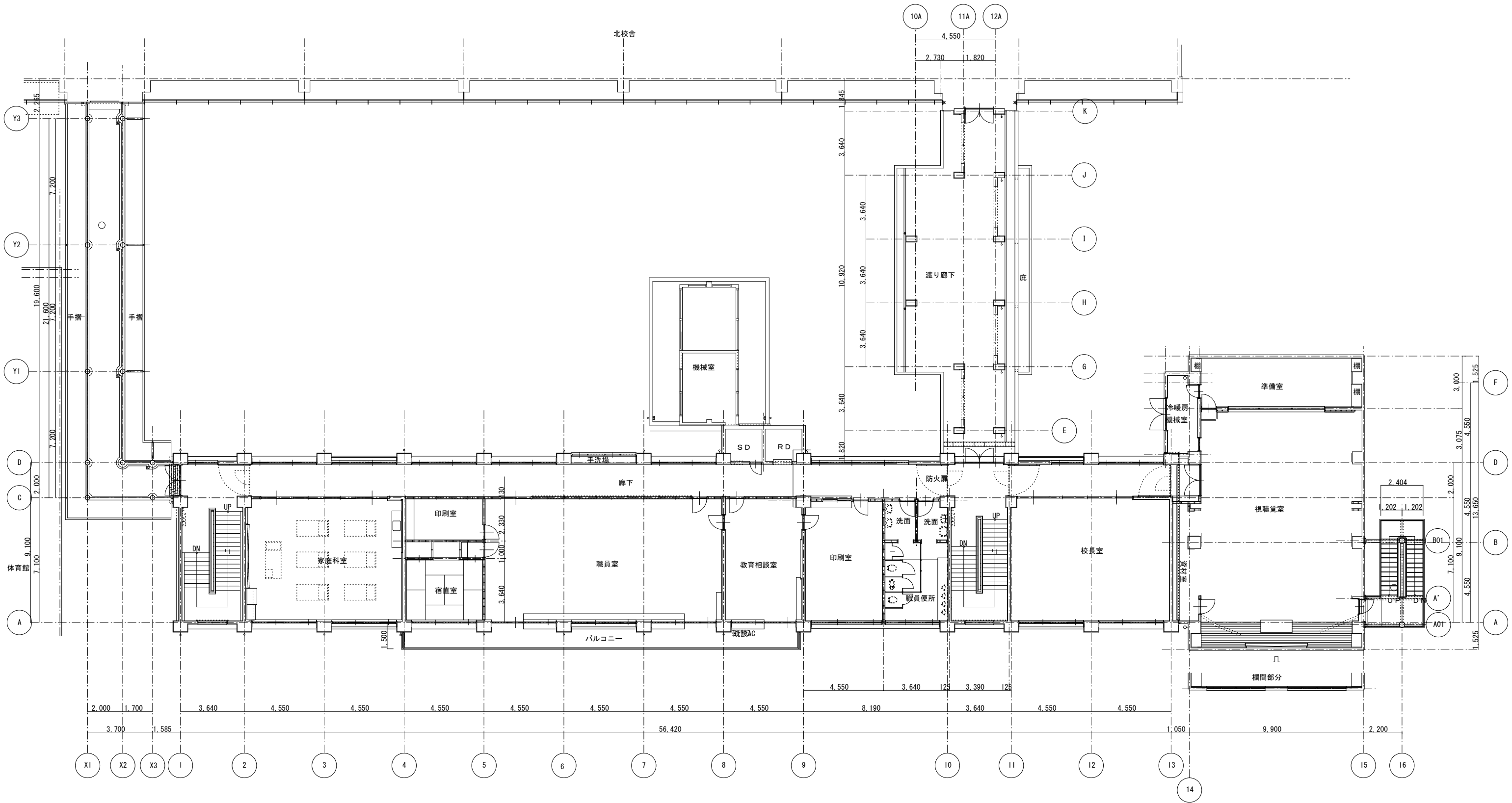
3階平面図 S=1/150

TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-08
NAME		SCALE	
北棟 3階平面図(改修前)			1/150
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



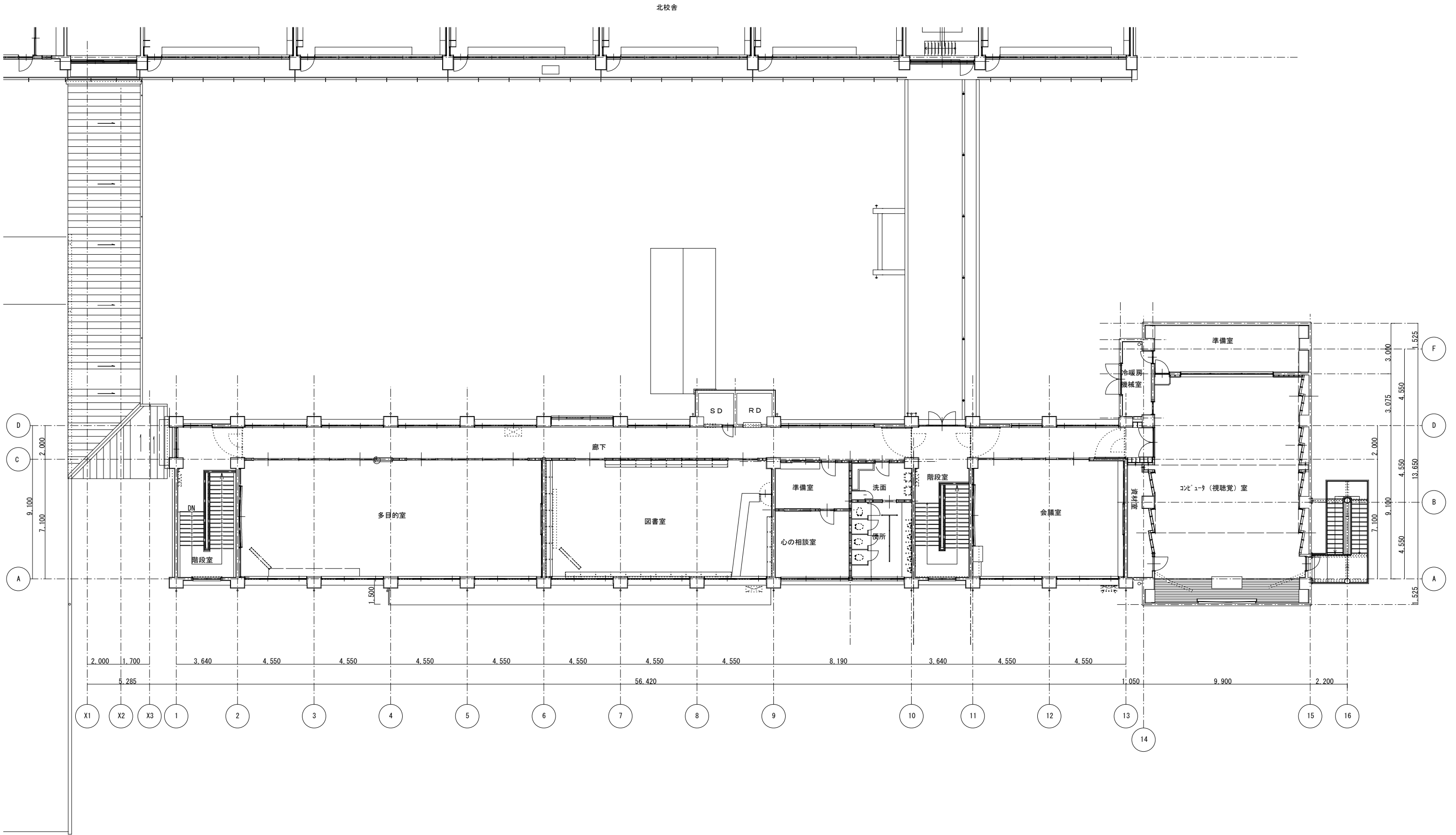
1階平面図 S=1/150

TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-09
NAME		SCALE	
南棟 1階平面図(改修前)			1/150
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



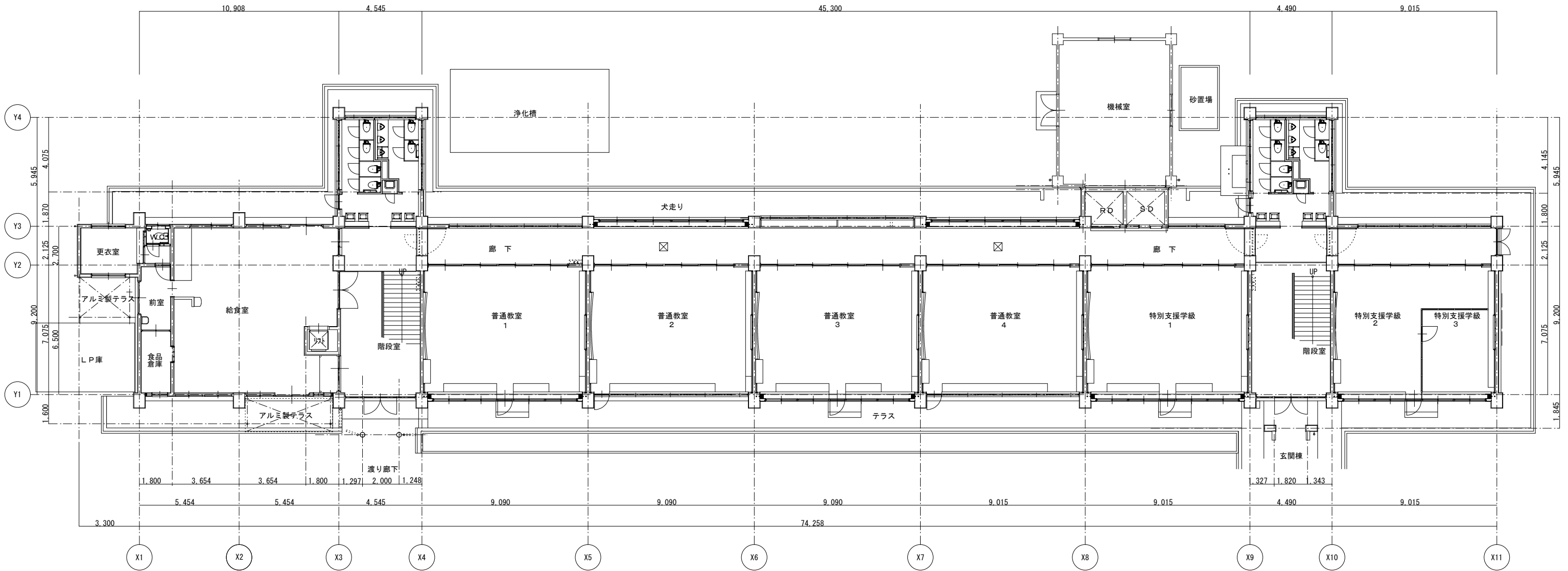
2階平面図 S=1/150

TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-10
NAME		SCALE	
南棟 2階平面図 (改修前)			1/150
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



3階 平面図 S=1/150

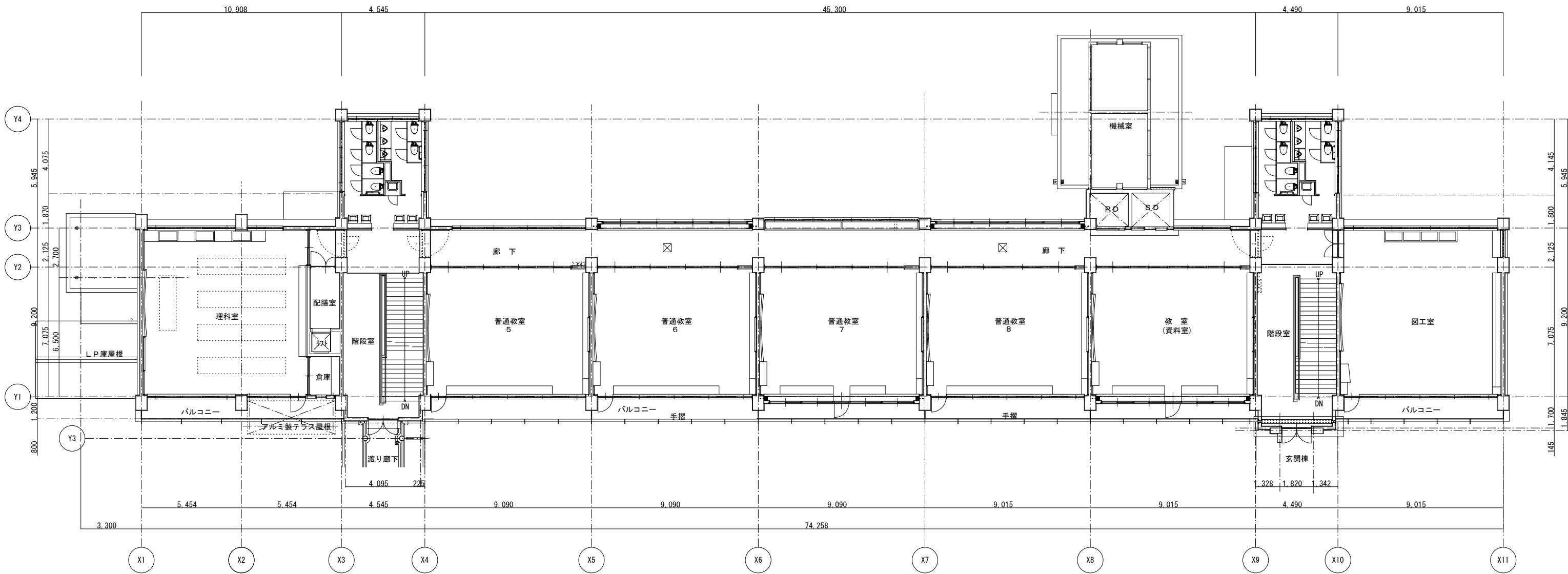
TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-11
NAME	SCALE	
南棟 3階平面図 (改修前)	1/150	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



1 階平面図 S = 1 / 1 5 0

☒ 天井点検口450角(電気設備用)新設

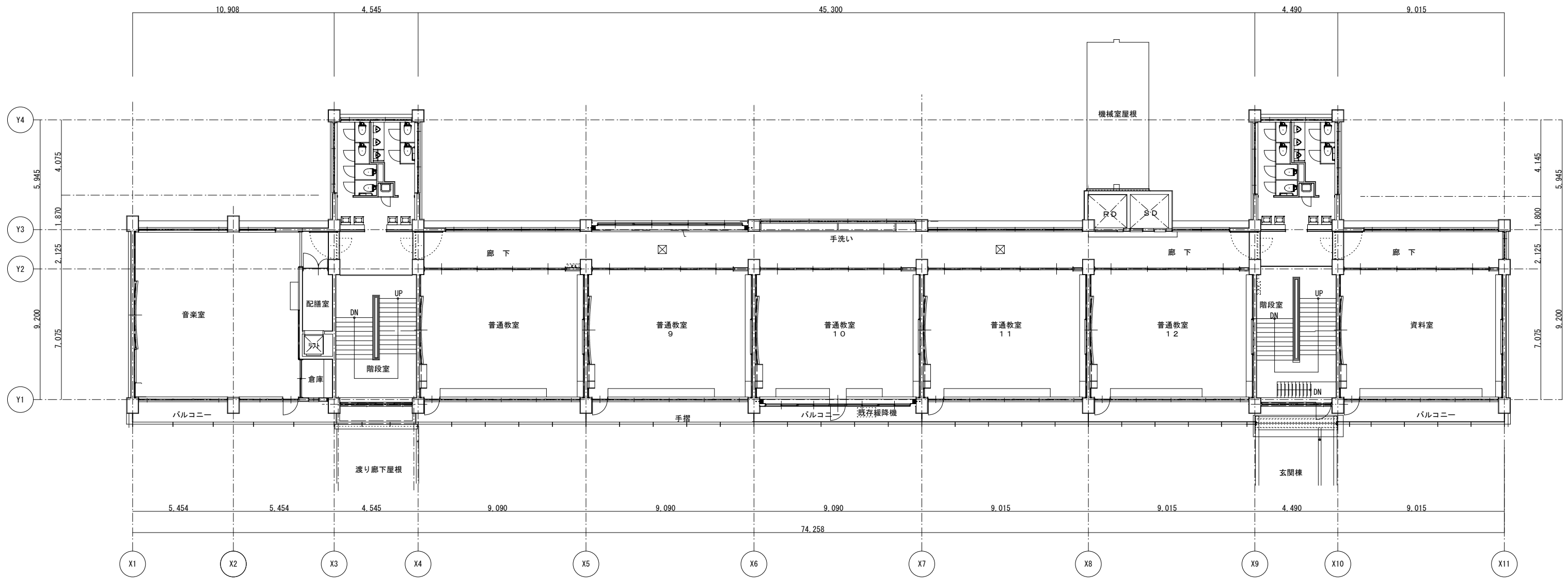
T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-12
N A M E		S C A L E	
北棟 1階平面図(改修後)			1/150
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



2 階平面図 S = 1 / 150

☒ 天井点検口450角 (電気設備用) 新設

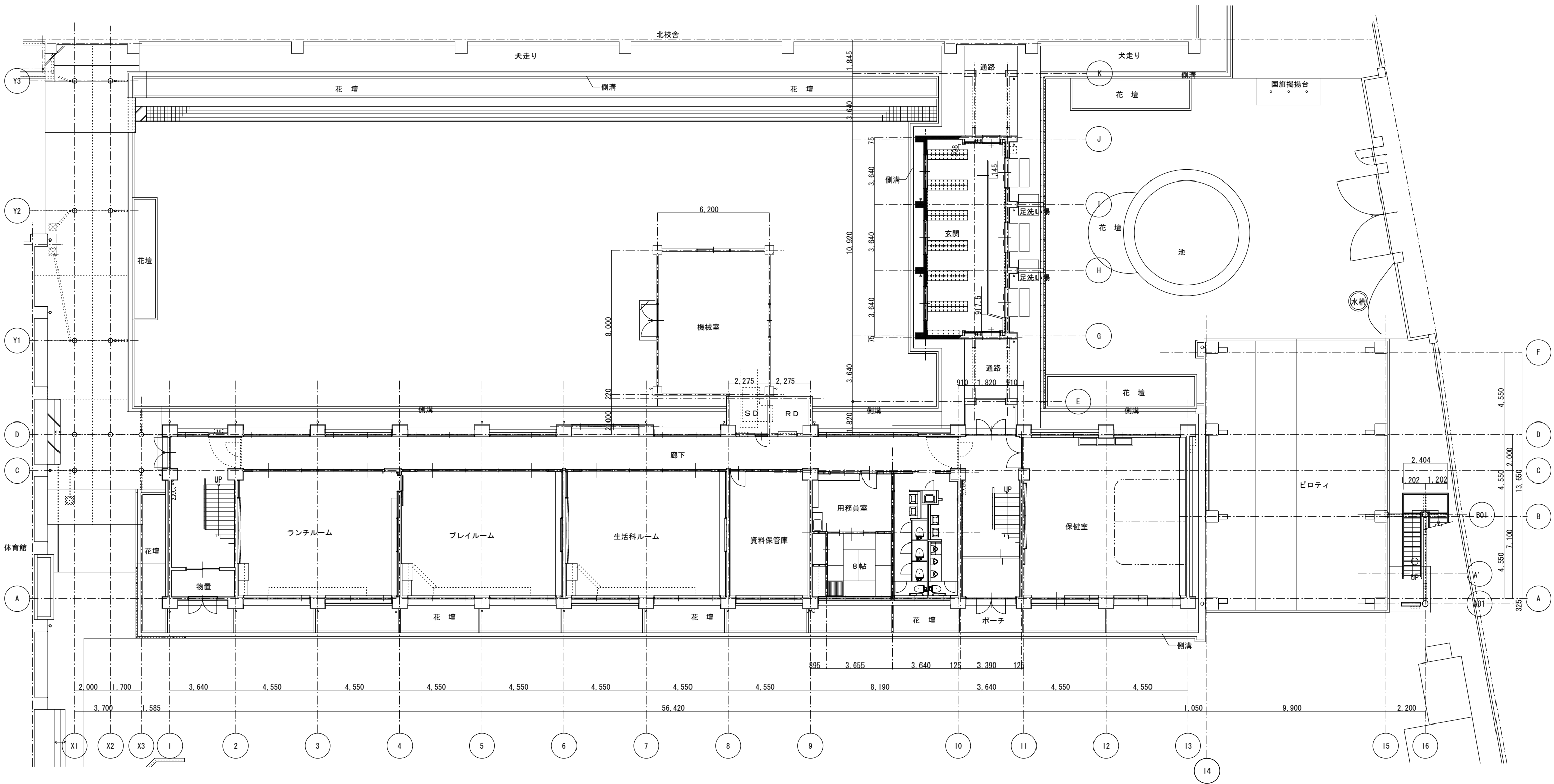
T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-13
N A M E		S C A L E	
北棟 2階平面図 (改修後)			1/150
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



3階平面図 S=1/150

☒ 天井点検口450角(電気設備用)新設

T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-14
N A M E		S C A L E	
北棟 3階平面図(改修後)			1/150
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

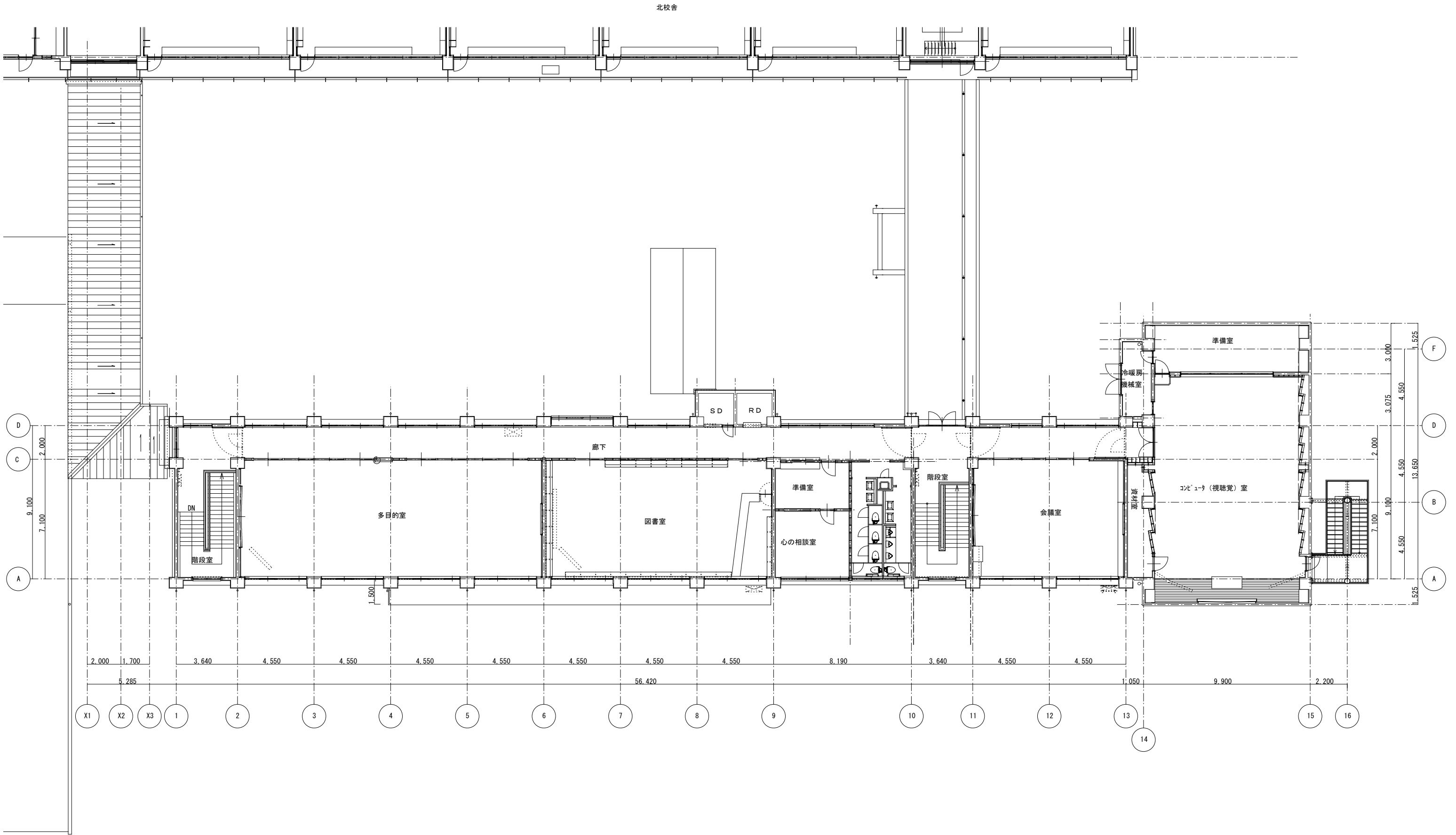


1階平面図 S=1/150

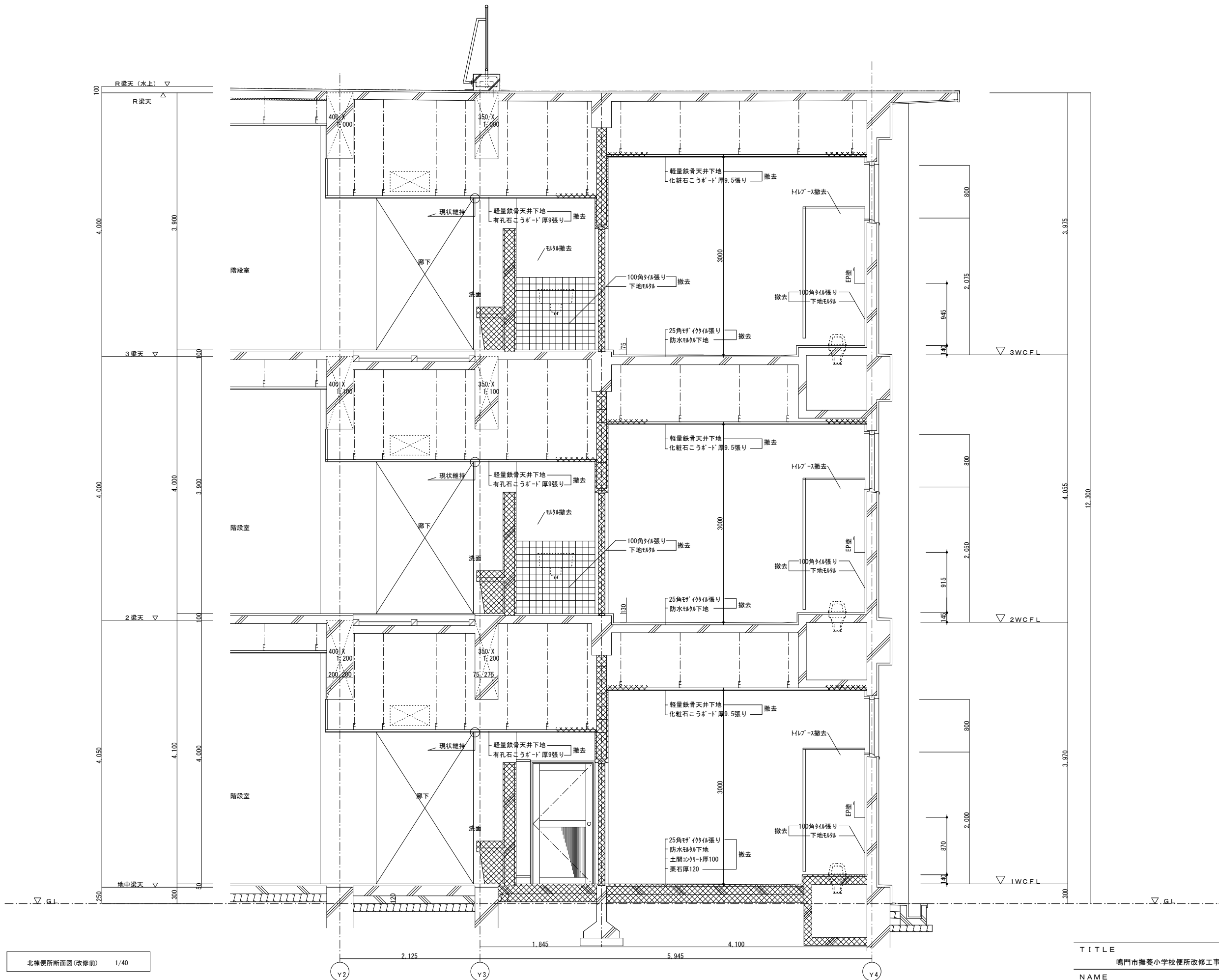
T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-15
N A M E		S C A L E	
南棟 1階平面図(改修後)			1/150
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



株式会社 川建設計 1級建築士登録 川端壮一郎
第126265

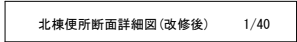


TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-17
NAME	SCALE	
南棟 3階平面図 (改修後)	1/150	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



北棟便所断面図 (改修前) 1/40

TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-18
NAME		SCALE	
北棟便所断面詳細図 (現況・撤去)			1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	

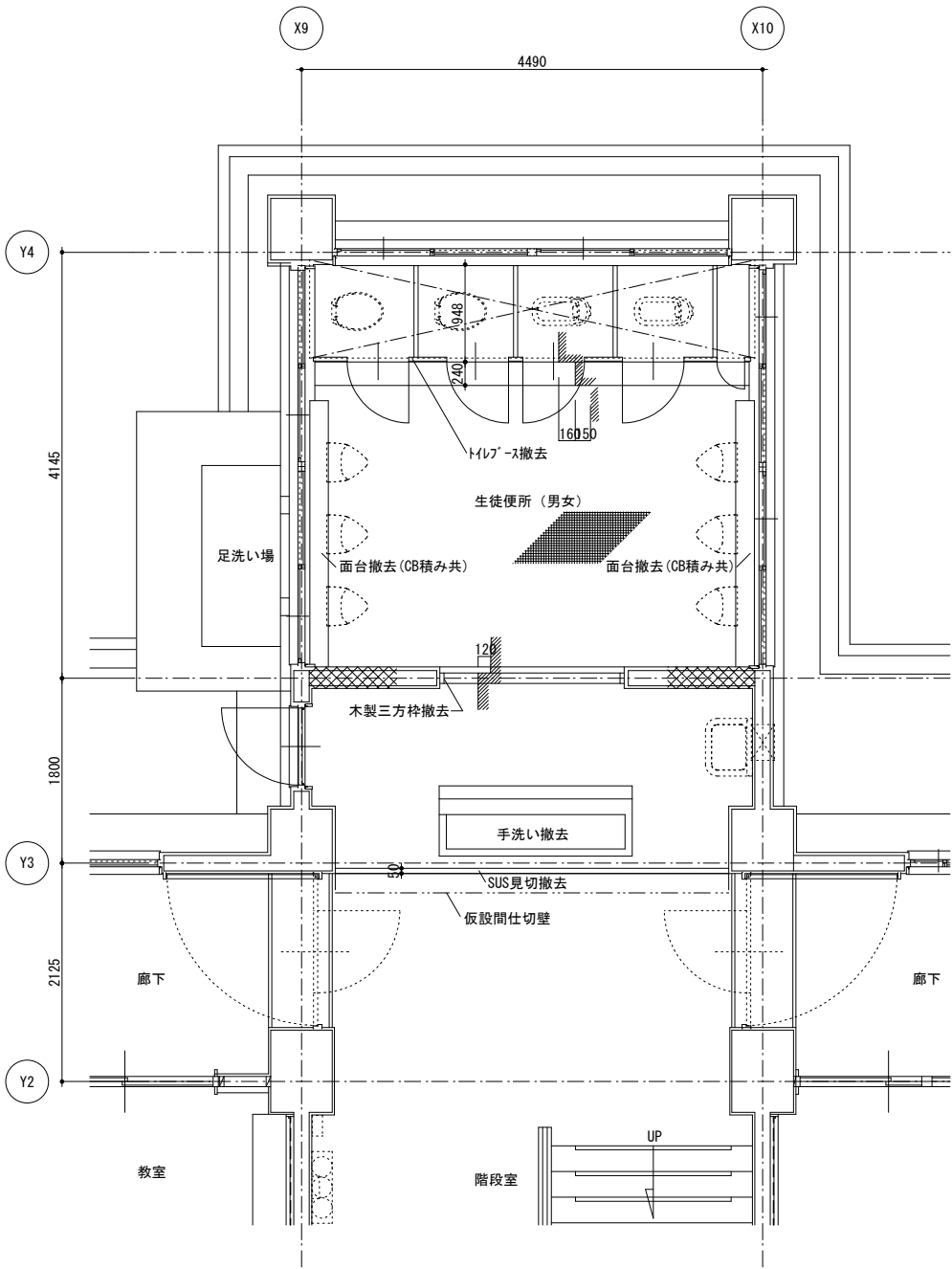


Y.

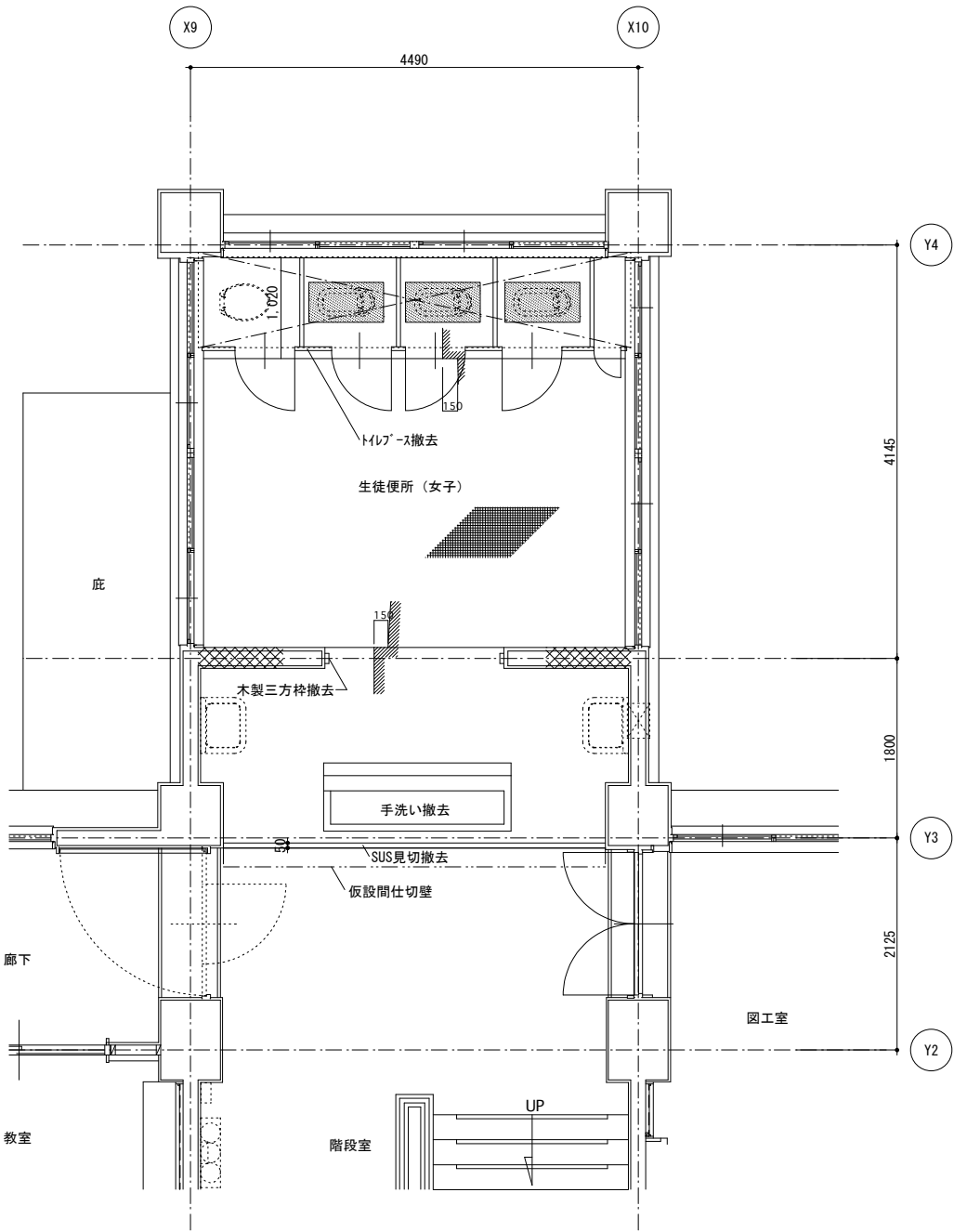
Y:

(Y)

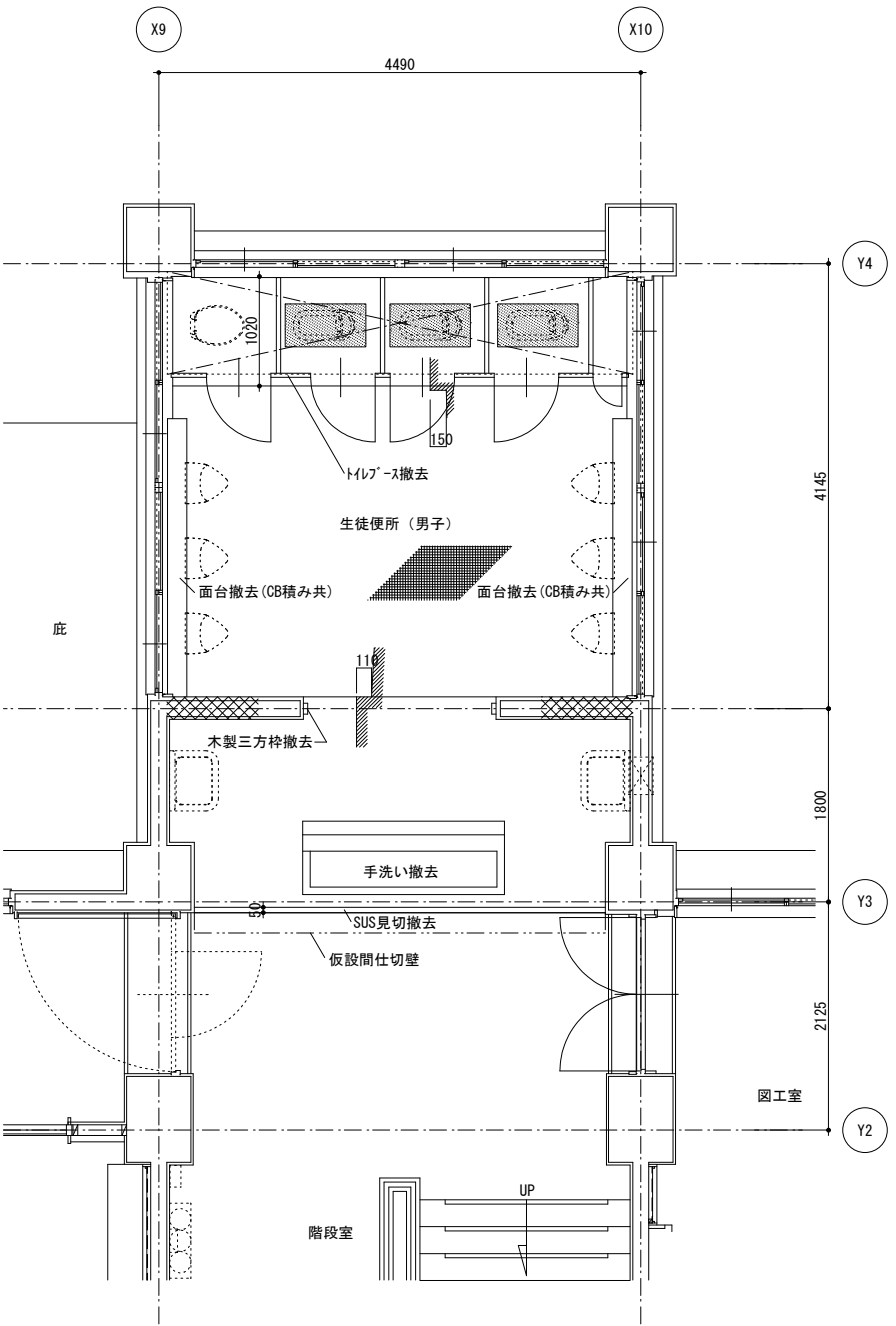
T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校校便所改修工事のうち建築工事		A-19
N A M E	S C A L E	
北棟便所断面詳細図(改修後)		1/40
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



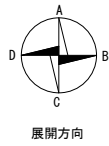
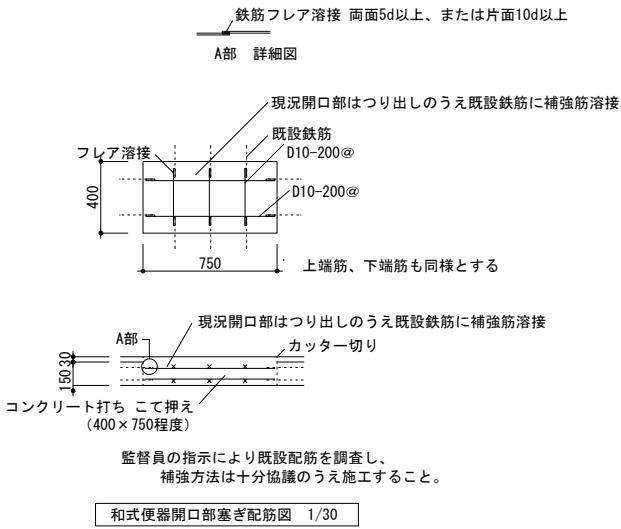
北棟（東）便所1階平面詳細図（現況・撤去） 1/50



北棟（東）便所2階平面詳細図（現況・撤去） 1/50



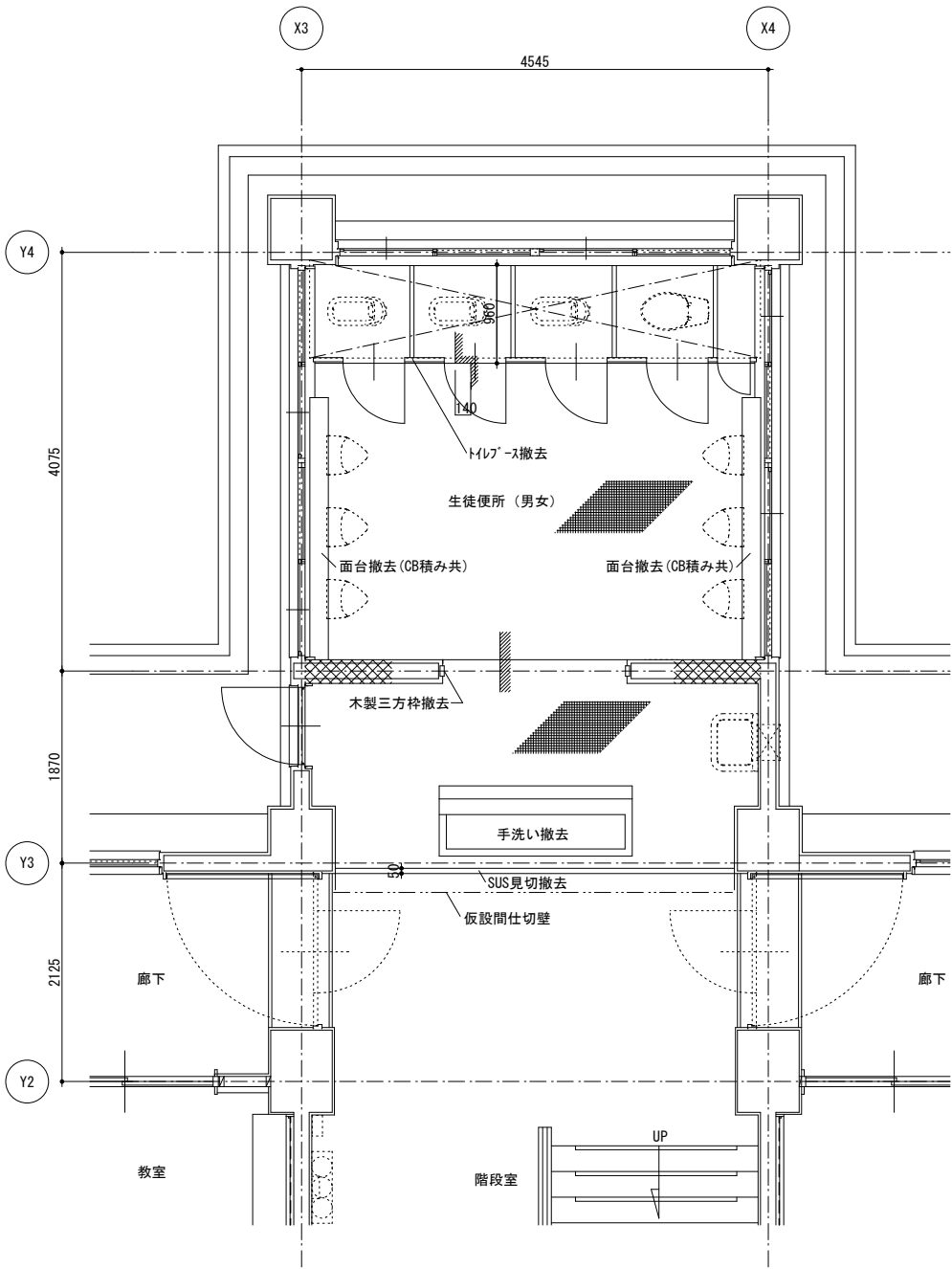
北棟（東）便所3階平面詳細図（現況・撤去） 1/50



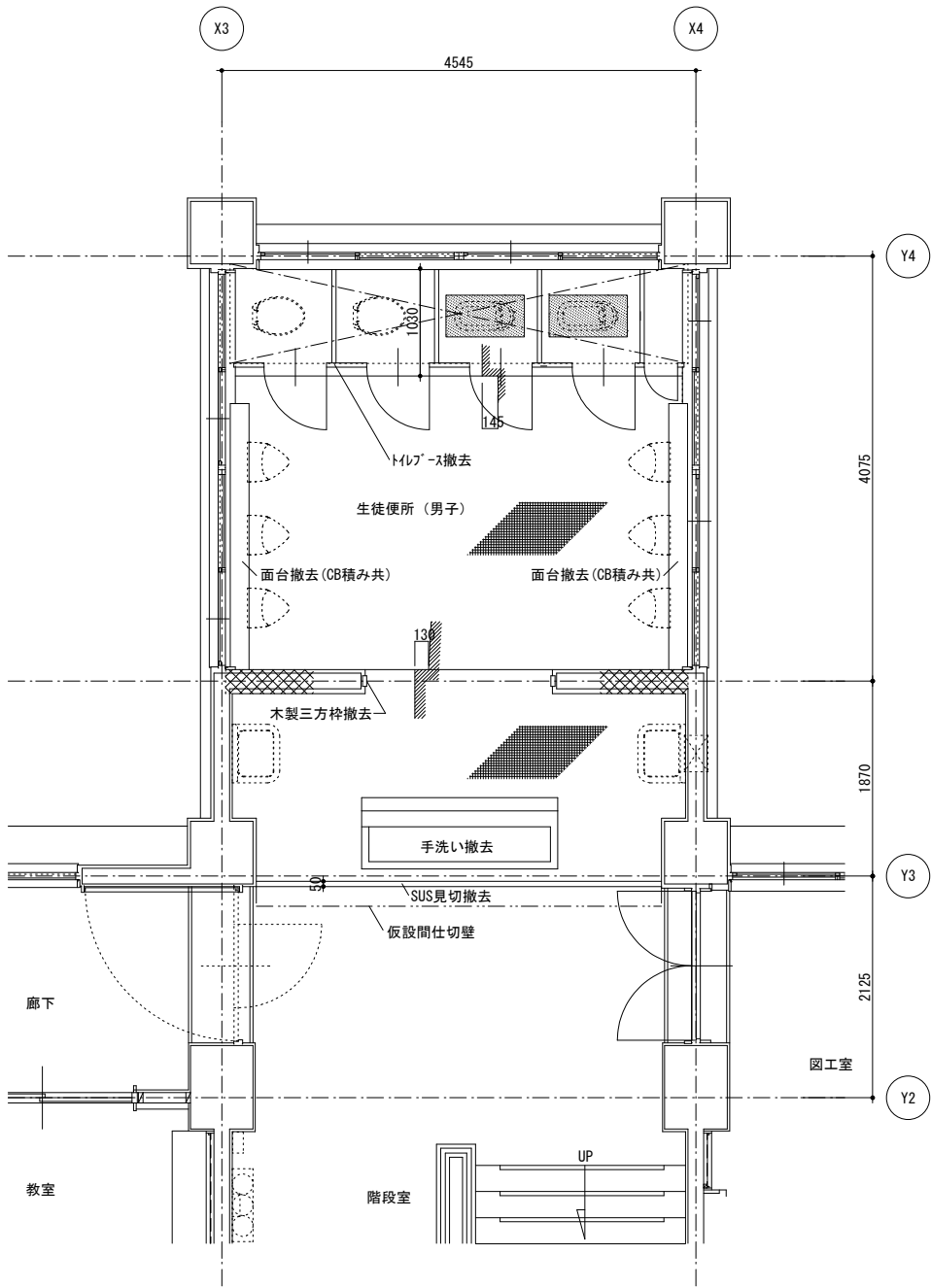
- 撤去部
- 新設・復旧部
- カッター切り

既設仕上表			
男女便所	天井	化粧せっこう板・ト厚9.5	LGS下地共撤去
	壁	EP塗り	下地共撤去
	腰壁	100角タイル貼り	下地共撤去
	床	25角セラミックスタイル貼り	下地共撤去・防水共撤去
	備考		

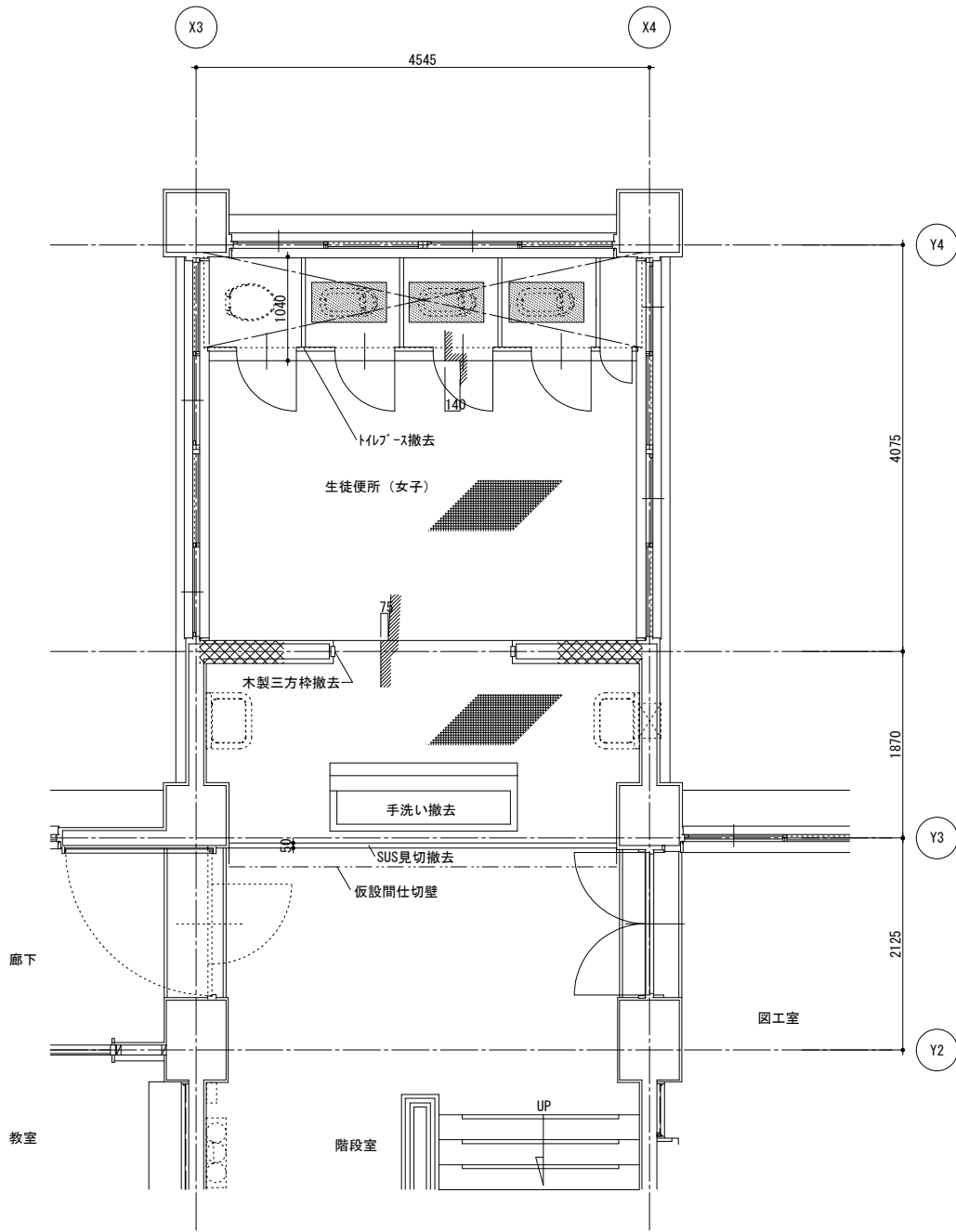
TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-20
NAME		SCALE	
北棟(東)便所平面詳細図(現況・撤去)			1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



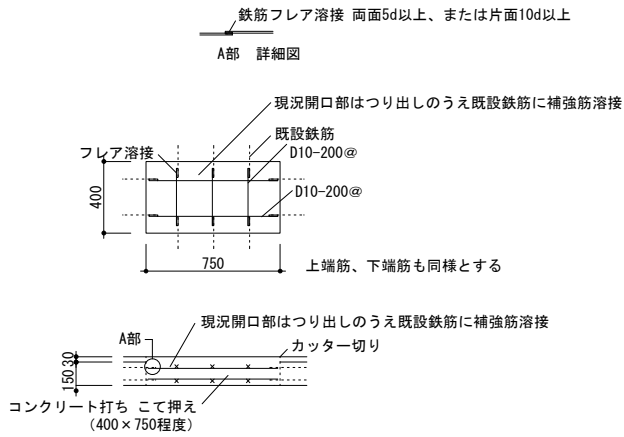
北棟 (西)便所1階平面詳細図(現況・撤去) 1/50



北棟 (西)便所2階平面詳細図(現況・撤去) 1/50

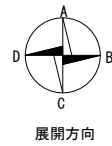


北棟 (西)便所3階平面詳細図(現況・撤去) 1/50



監督員の指示により既設鉄筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。

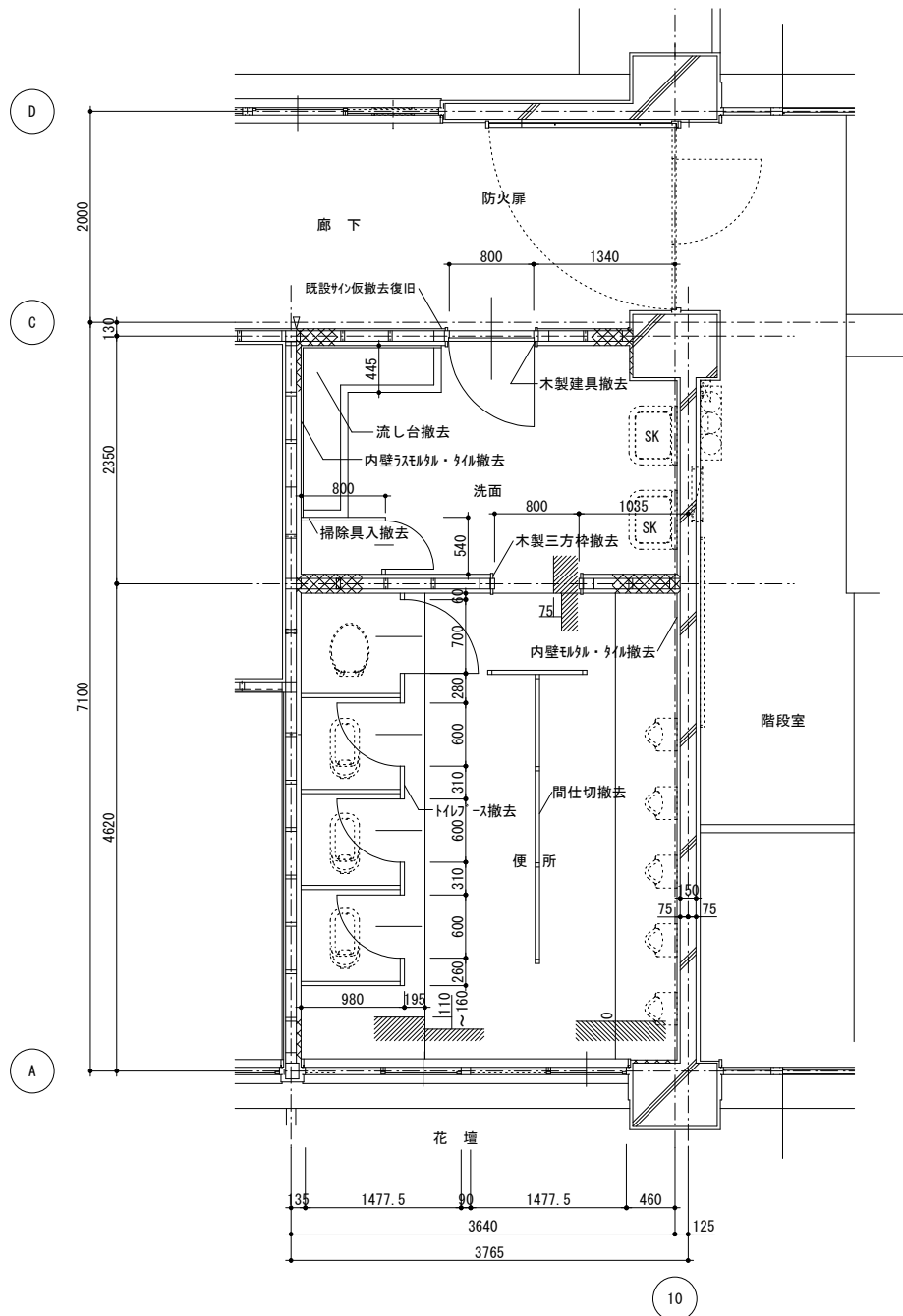
和式便器開口部塞ぎ配筋図 1/30



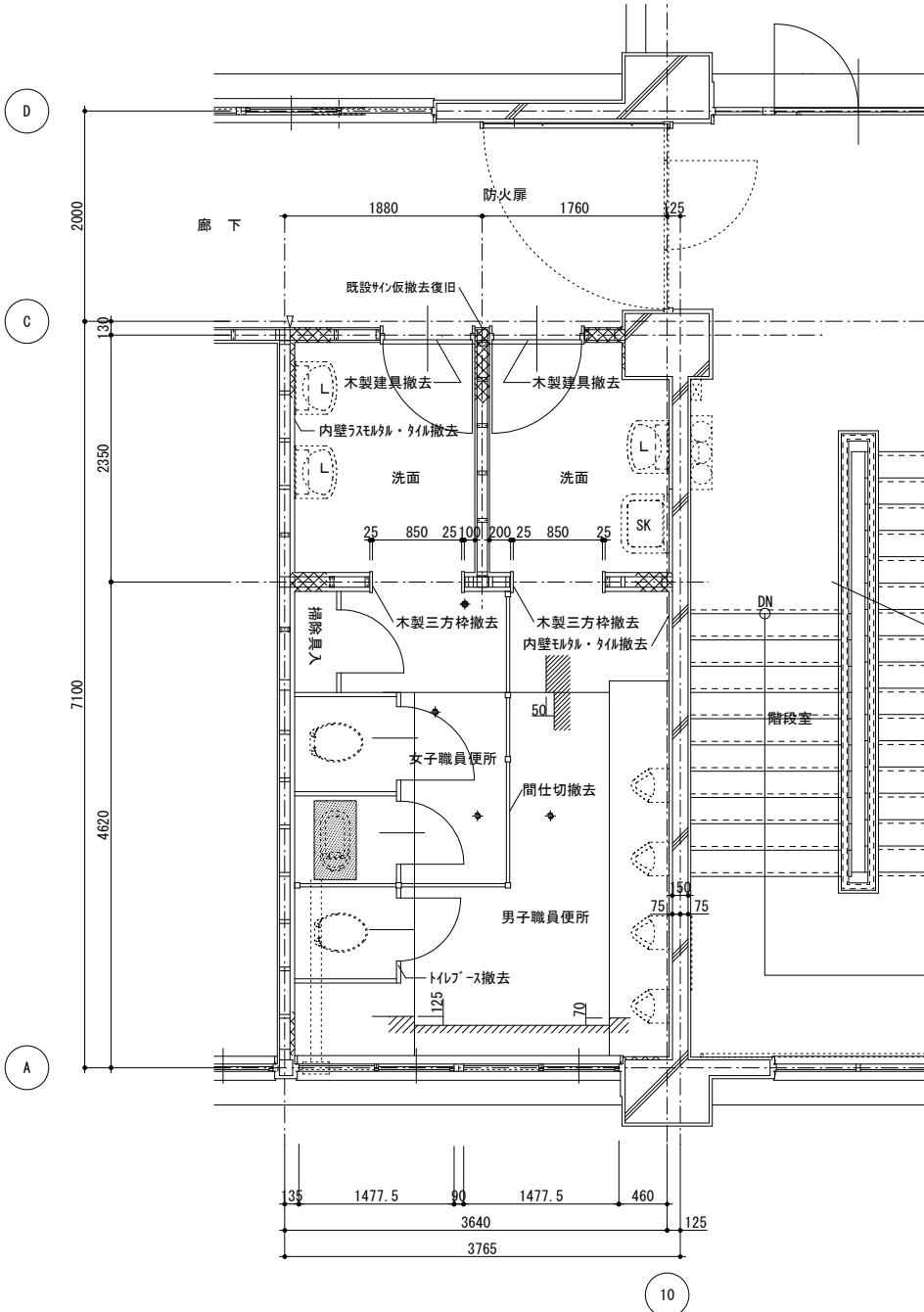
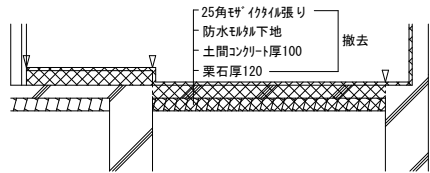
- 撤去部
- 新設・復旧部
- カッター切り

既設仕上表			
男女便所	天井	化粧せっこう板・厚9.5	LGS下地共撤去
	壁	EP塗り	下地共撤去
	腰壁	100角タイル貼り	下地共撤去
	床	25角セラミックタイル貼り	下地共・防水共撤去
	備考		

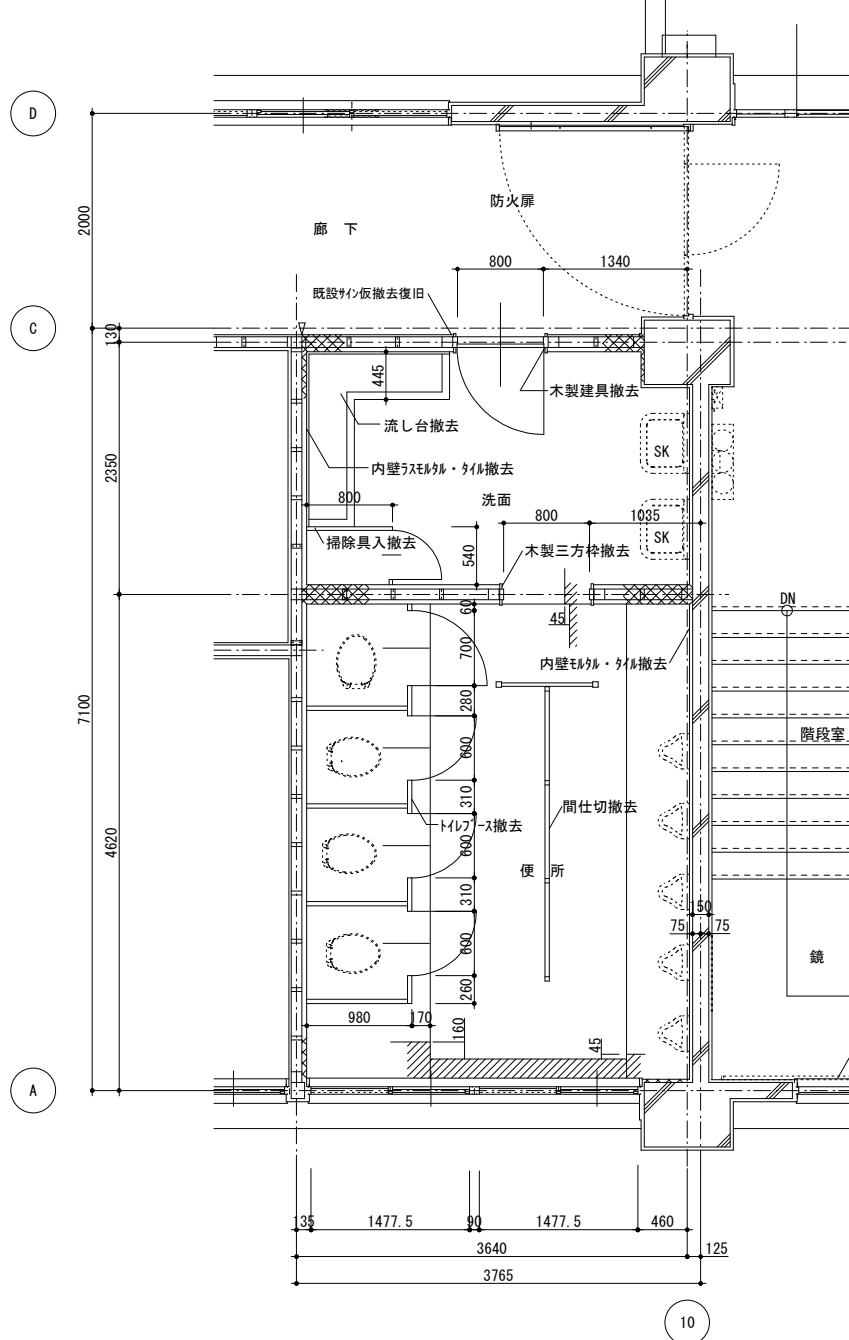
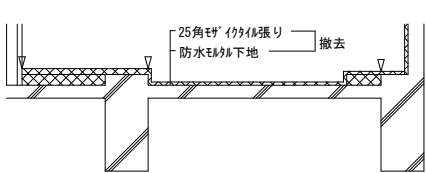
TITLE		DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-21
NAME		SCALE	
北棟(西)便所平面詳細図(現況・撤去)			
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



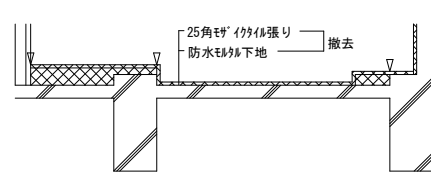
南棟 便所1階平面詳細図 (現況・撤去) 1/50



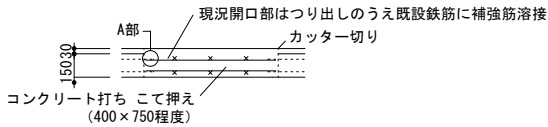
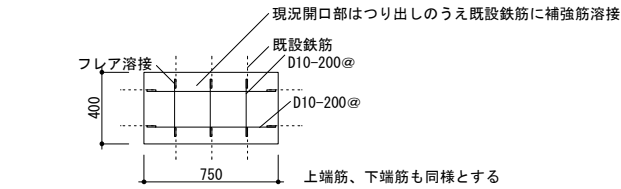
南棟 便所2階平面詳細図 (現況・撤去) 1/50



南棟 便所3階平面詳細図 (現況・撤去) 1/50

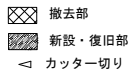
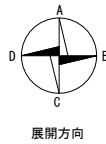


鉄筋フレア溶接 両面5d以上、または片面10d以上
A部 詳細図



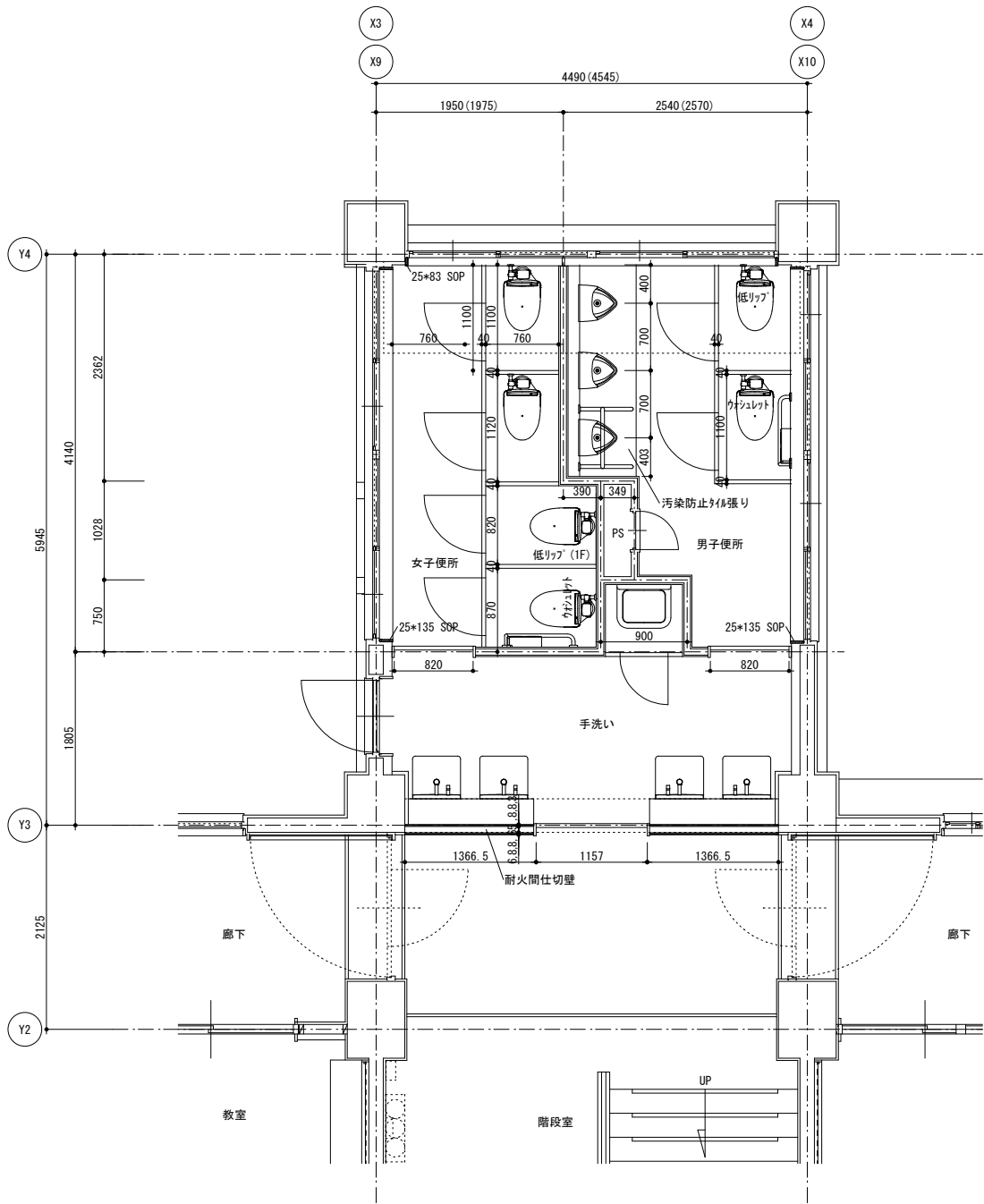
監督員の指示により既設配筋を調査し、
補強方法は十分協議のうえ施工すること。

和式便器開口部塞ぎ配筋図 1/30

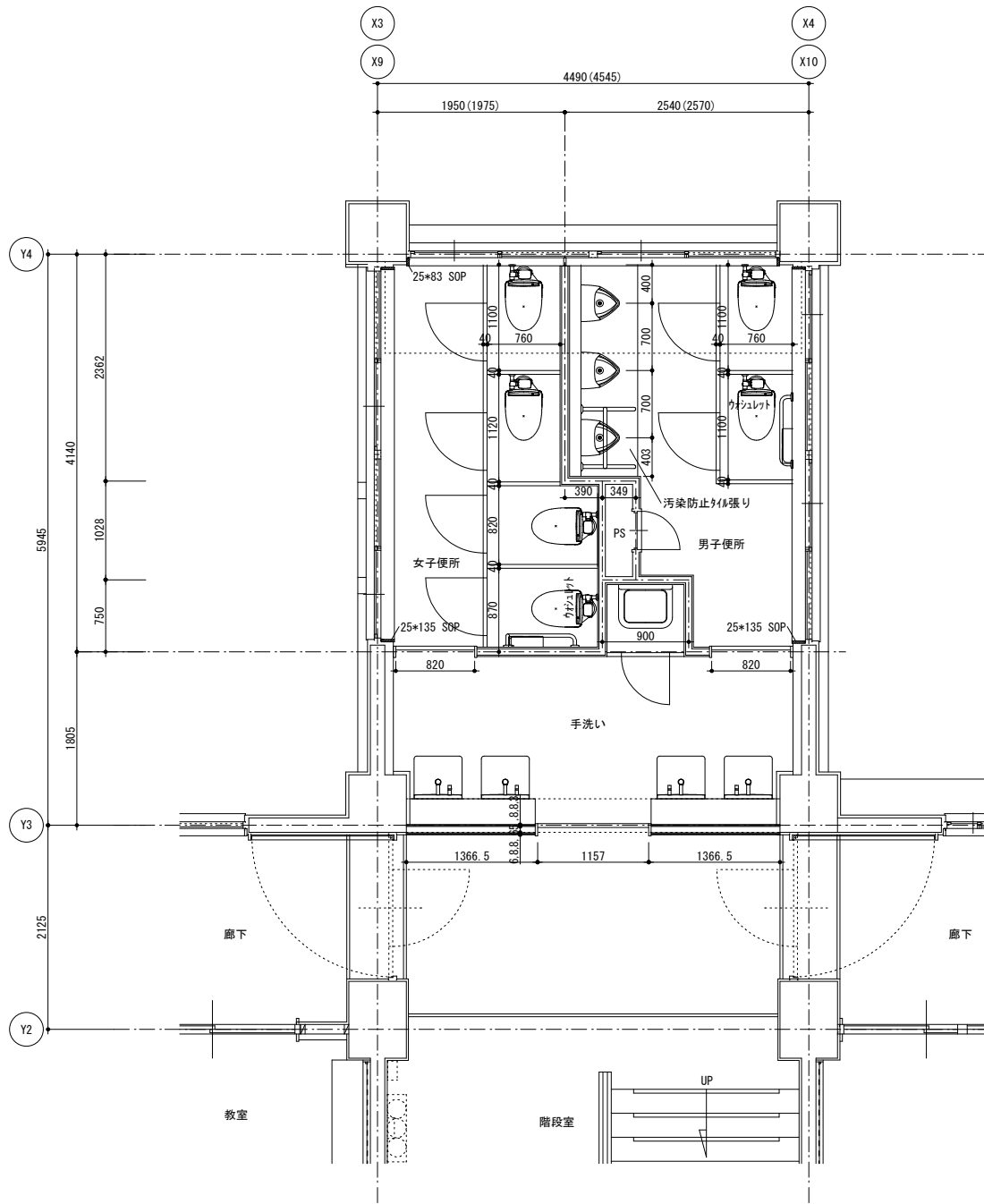


既設仕上表		
男女便所	天井	化粧せつこうボード'厚9.5
	壁	プラスチック EP塗り
	腰壁	75・100角タイル貼り
	床	25角タイル張り
	備考	

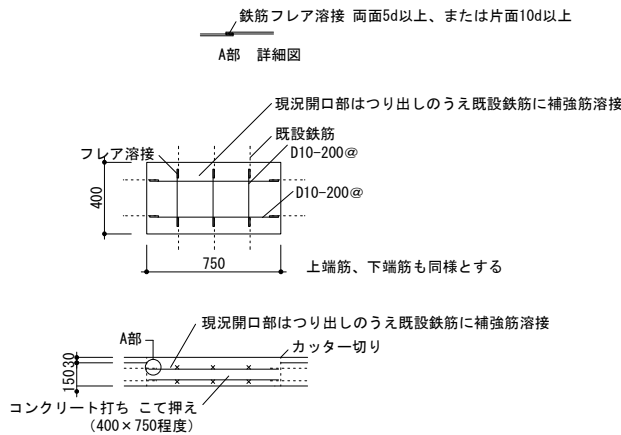
T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-22
N A M E		S C A L E	
南棟便所平面詳細図 (現況・撤去)			1/50
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



(改修後)
北棟(東西)1階 平面詳細図 1/50 () 内寸法は西側トイレ寸法を示す



(改修後)
北棟(東西)2,3階 平面詳細図 1/50 () 内寸法は西側トイレ寸法を示す



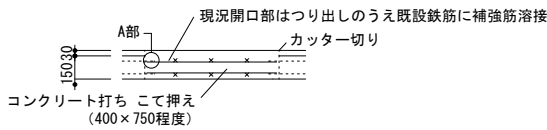
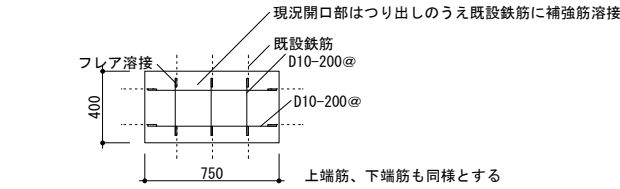
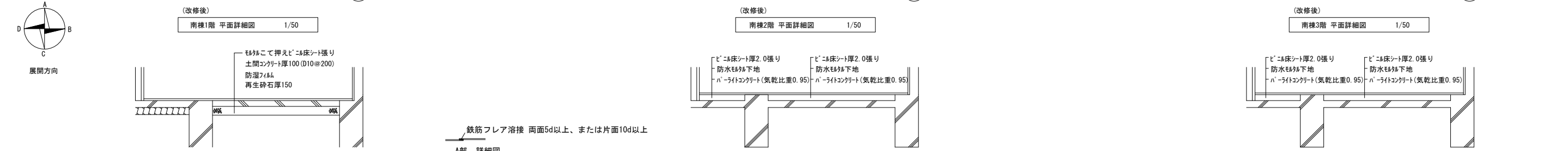
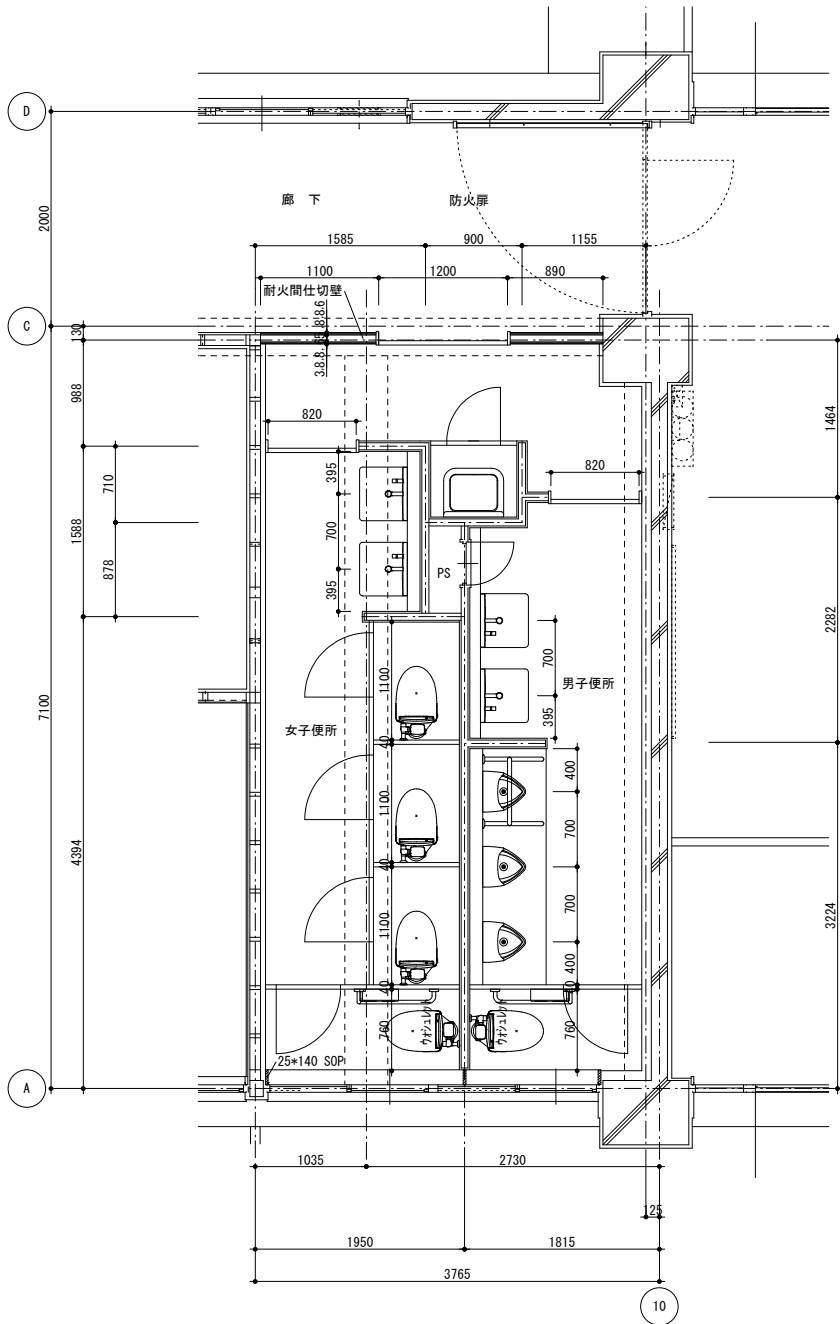
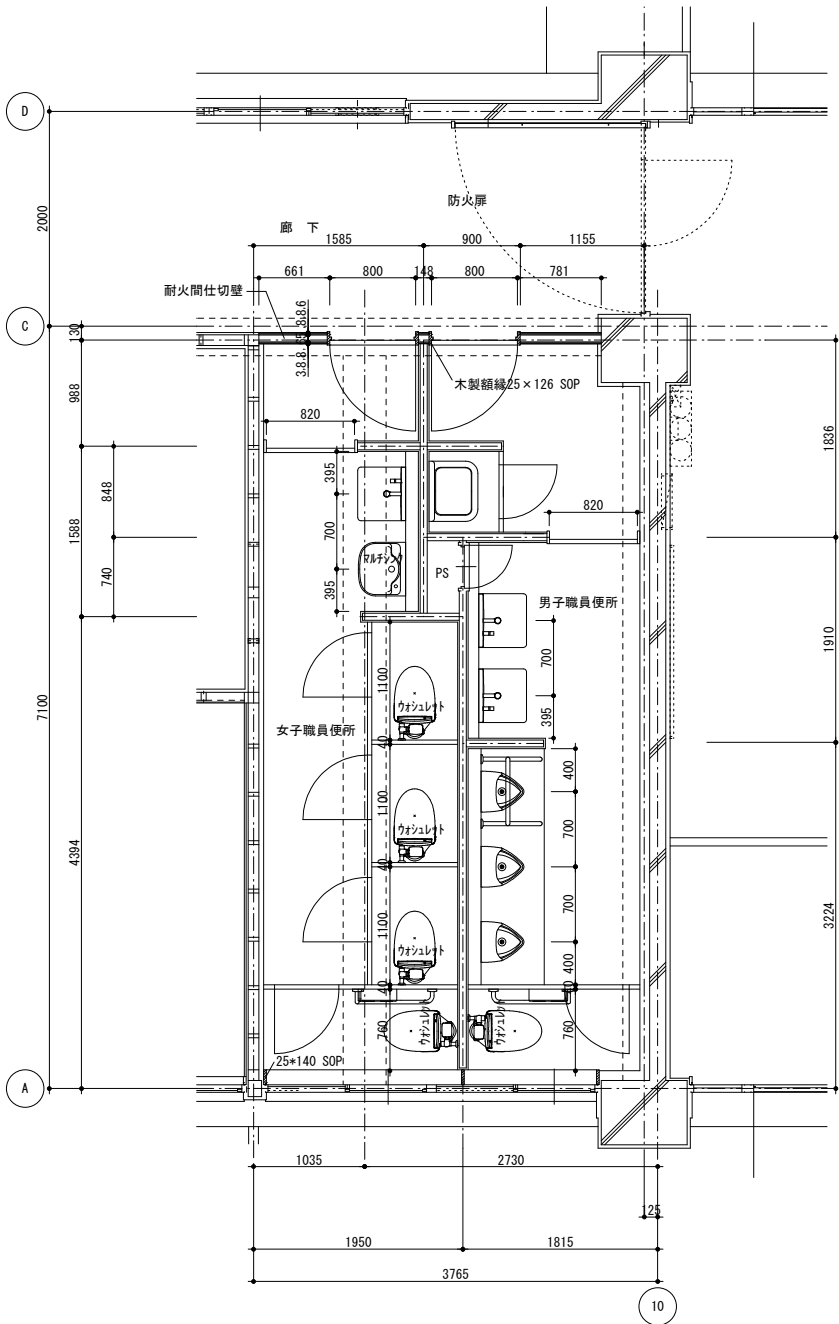
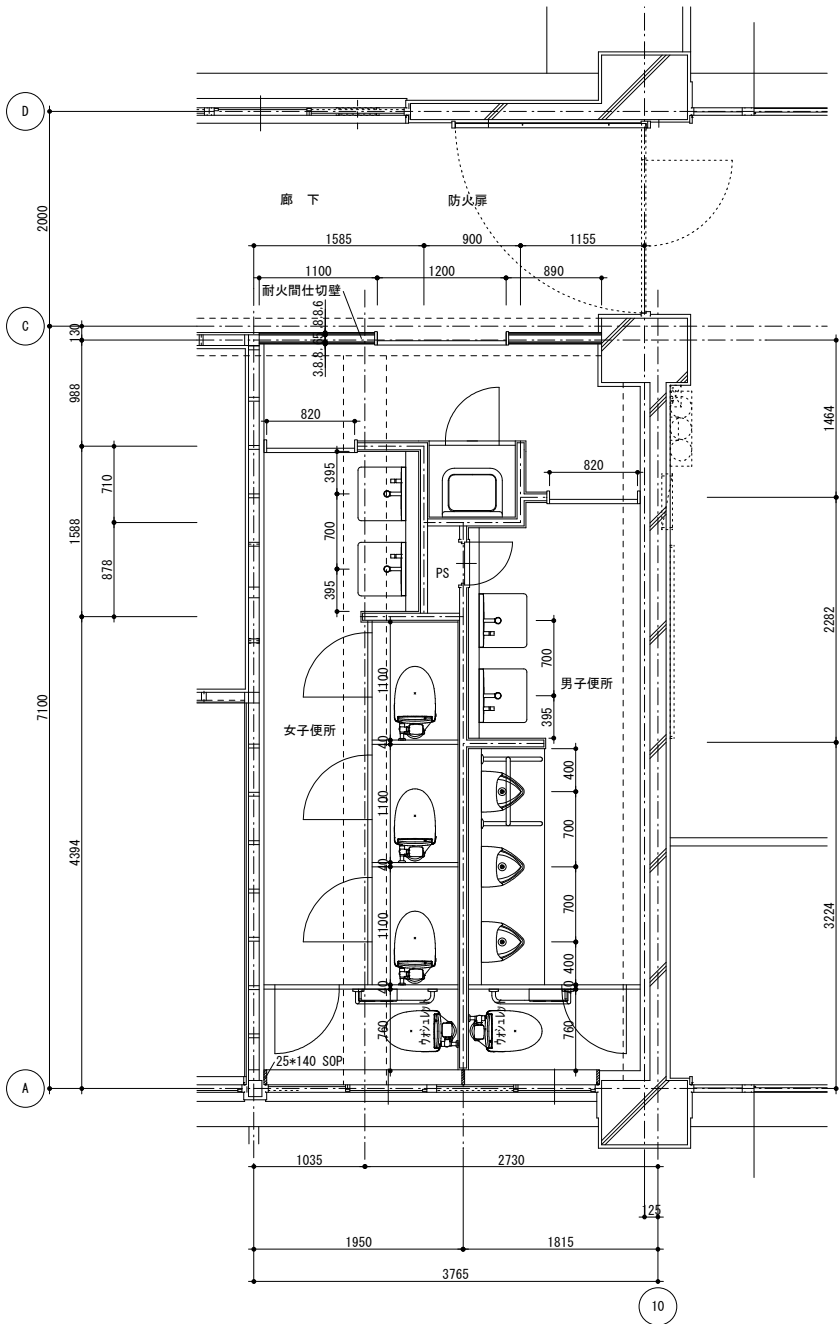
監督員の指示により既設配筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。

和式便器開口部塞ぎ配筋図 1/30

改修後仕上表		
男女便所	天井	化粧せつこうボード厚9.5
	壁	シーリング石膏ボード厚12.5の上 防火不燃化粧板厚3
	床	ビニル床シート厚2.0張り
	備考	

注) 耐火間仕切壁はLGS65下地けい酸カルシウム板厚8+8 (両面)とし、RC部まで施工すること。

TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-23
NAME	SCALE	
北棟(東西)便所平面詳細図(改修後)	1/50	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



監督員の指示により既設鉄筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。

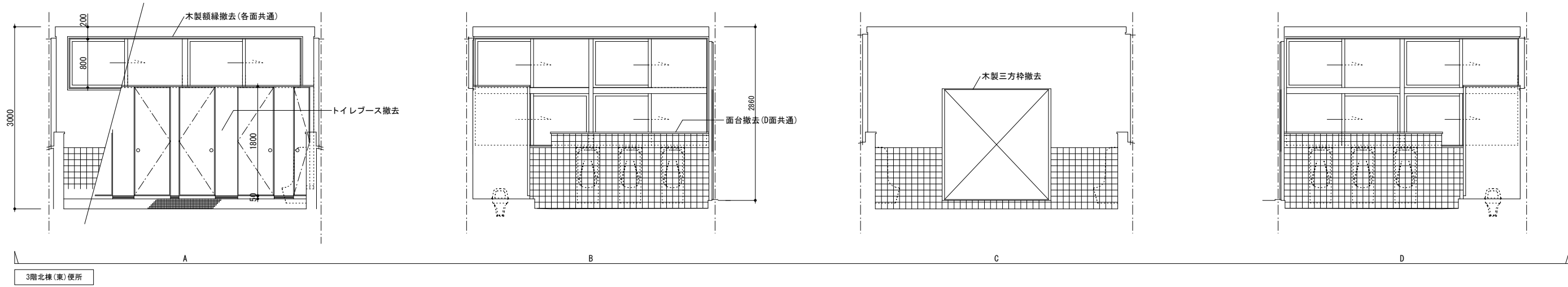
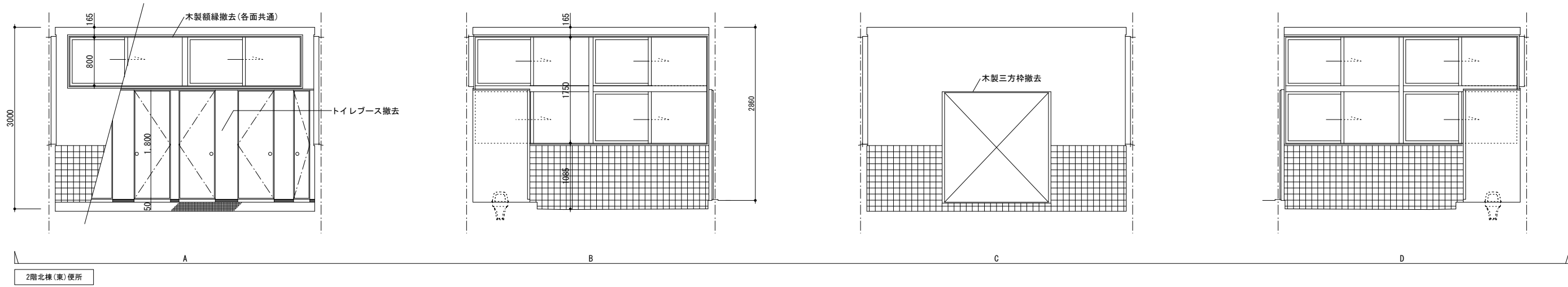
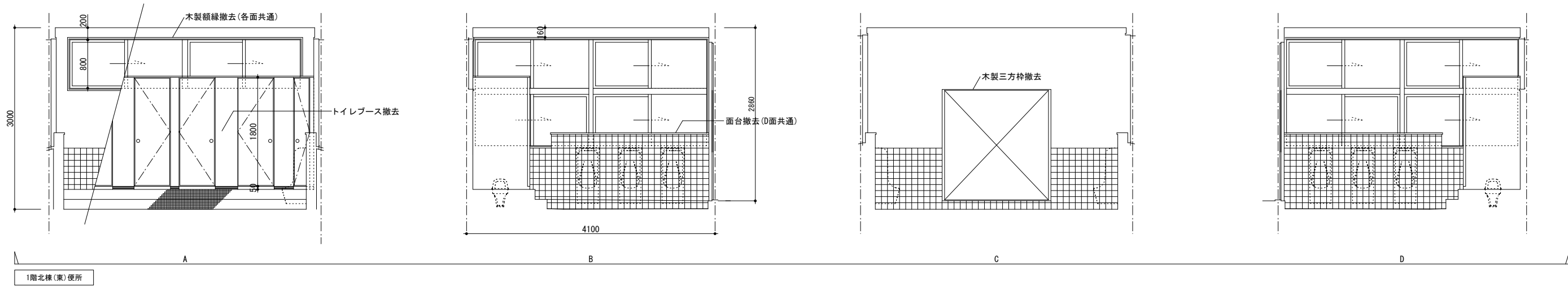
和式便器開口部塞ぎ配筋図 1/30

改修後仕上表

男女便所	天井	化粧せっこうボード厚9.5	LGS下地
壁	シーリング石膏ボード厚12.5の上 防火モルタル下地 防火モルタル下地	防火モルタル下地 防火モルタル下地	LGS下地
床	ビニル床シート厚2.0張り	防火モルタル下地	耐火間仕切壁下地
備考			

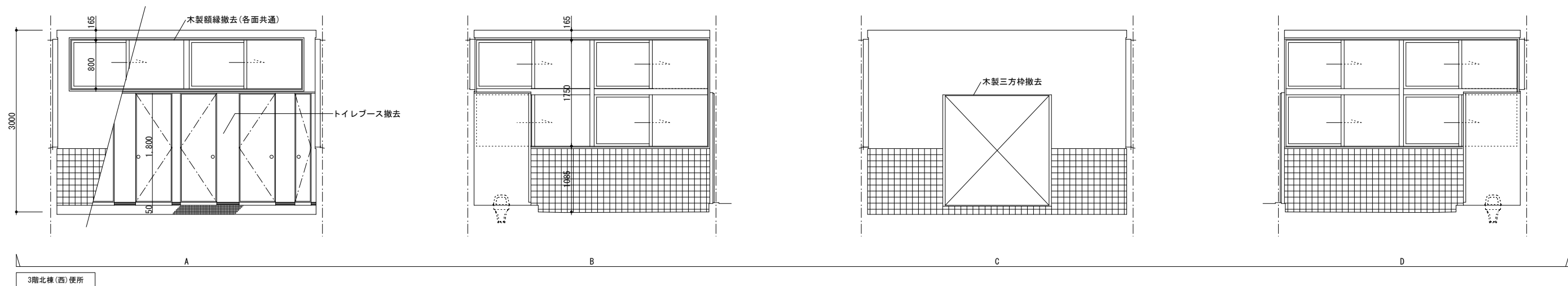
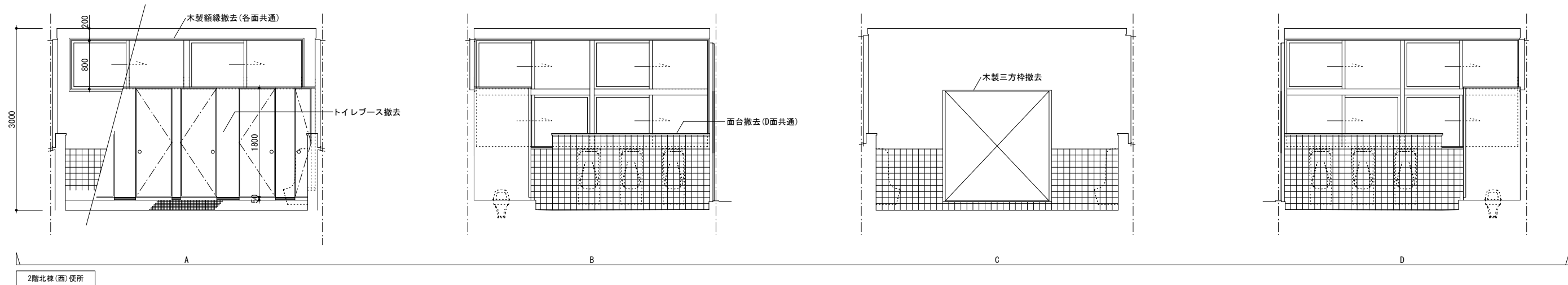
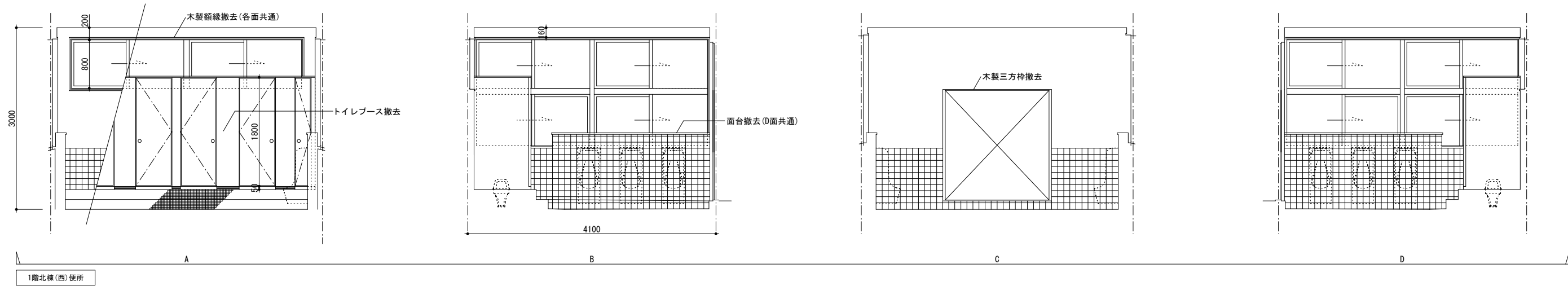
注) 耐火間仕切壁はLGS65下地けい酸カルシウム板厚8+8 (両面)とし、RC部まで施工すること。

TITLE	DATE	NO
南棟便所平面詳細図 (改修後)		A-24
NAME	SCALE	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



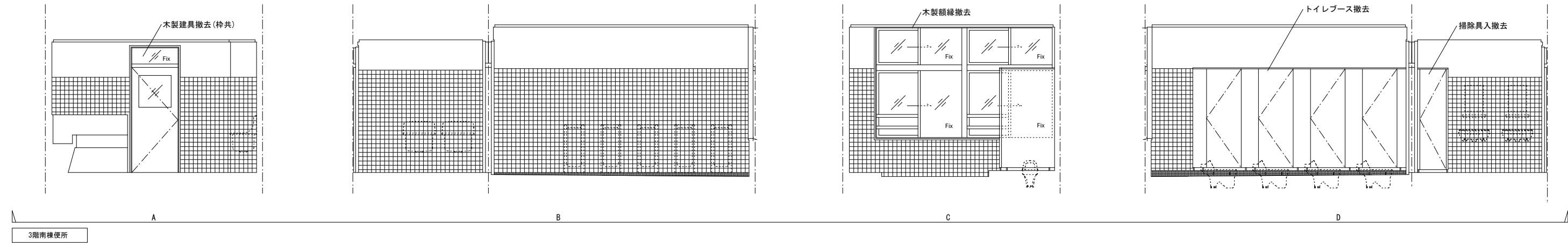
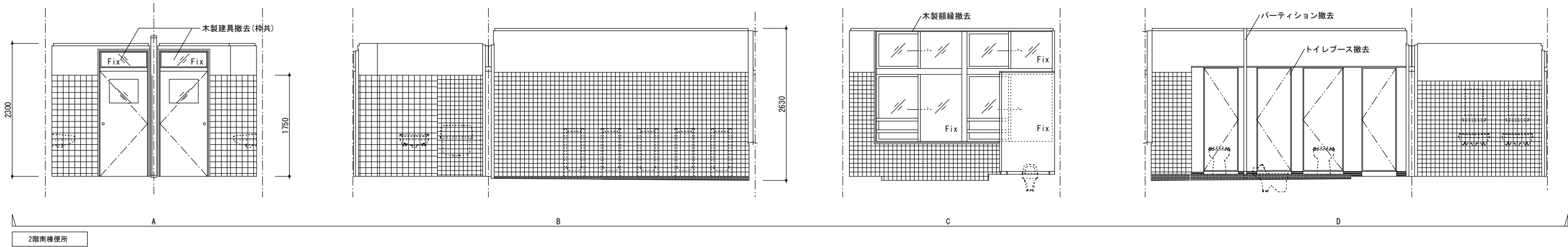
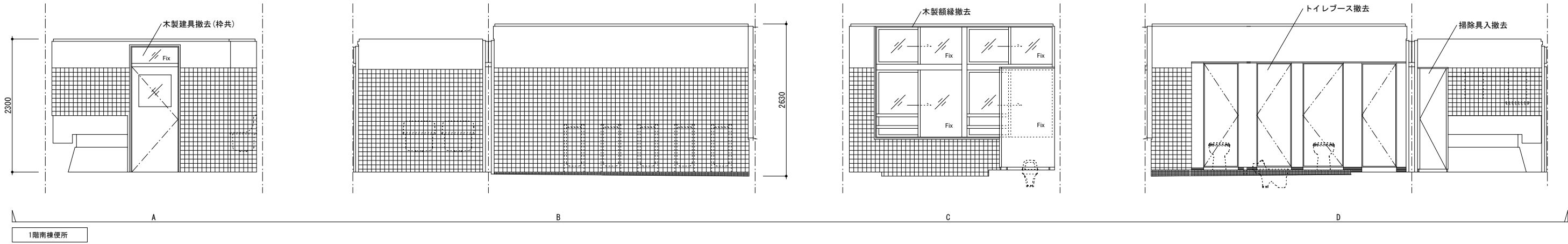
既設仕上表			
男女便所	天井	化粧せっこうボード厚9.5	LGS下地共撤去
	壁	EP塗り	下地モルタル共撤去
	腰壁	100角タイル貼り	下地モルタル共撤去
	床	25角モザイクタイル貼り	下地モルタル・防水共撤去
	備考		

TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-25
NAME	SCALE	
北棟(東)便所展開図(現況・撤去)		1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



既設仕上表			
男女便所	天井	化粧せっこうボード厚9.5	LGS下地共撤去
	壁	EP塗り	下地モルタル共撤去
	腰壁	100角タイル貼り	下地モルタル共撤去
	床	25角モザイクタイル貼り	下地モルタル・防水共撤去
	備考		

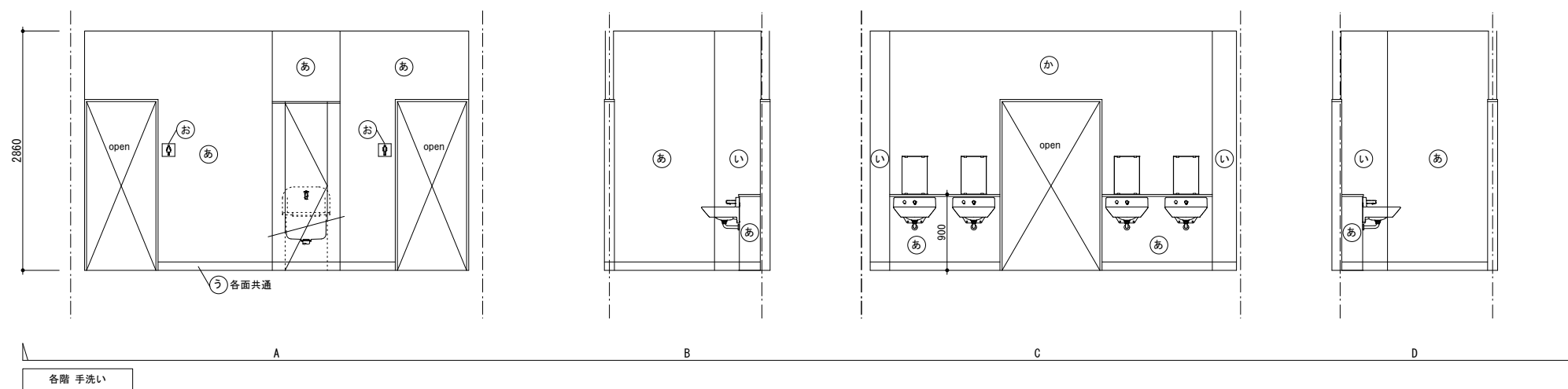
TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校校便所改修工事のうち建築工事		A-26
NAME	SCALE	
北棟(西)便所展開図(現況・撤去)		1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



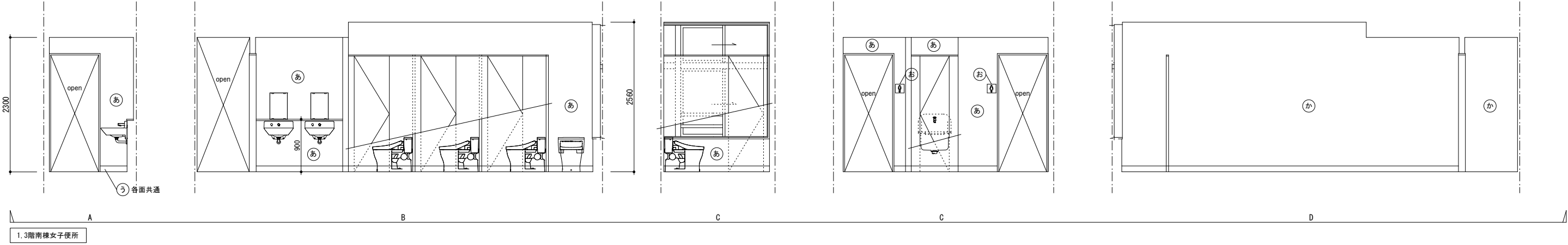
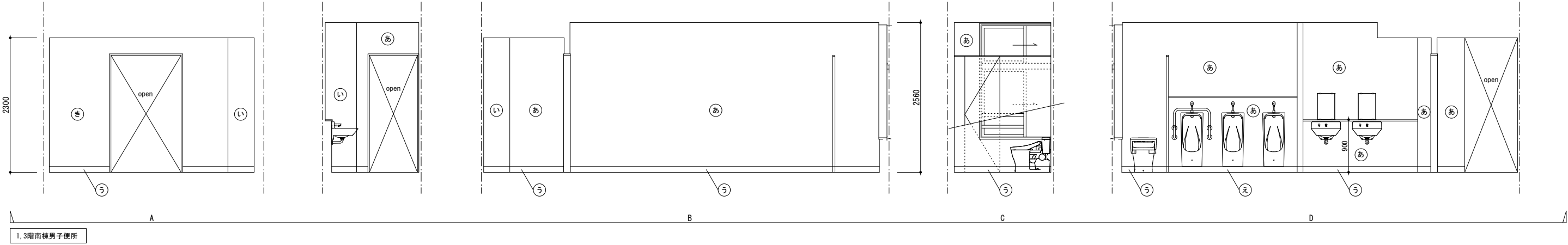
既設仕上表

男女便所	天井	化粧せっこうボード厚9.5	LGS下地共撤去
	壁	EP塗り	下地モルタル共撤去
	腰壁	100角タイル貼り	下地モルタル共撤去
	床	25角モザイクタイル貼り	下地モルタル・防水共撤去
	備考		

TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-27
NAME	SCALE	1/50
南棟便所展開図 (現況・撤去)		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



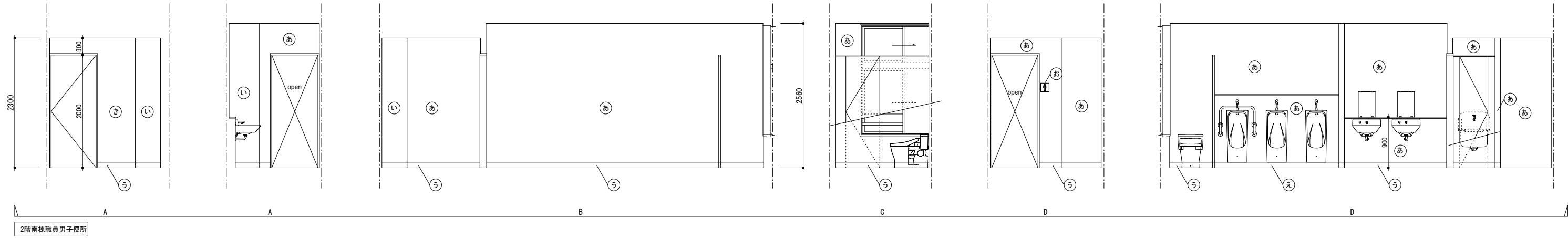
注)耐火間仕切壁はLGS65下地(けい酸カルシウム板厚8+8(両面))とし、RC部まで施工すること。



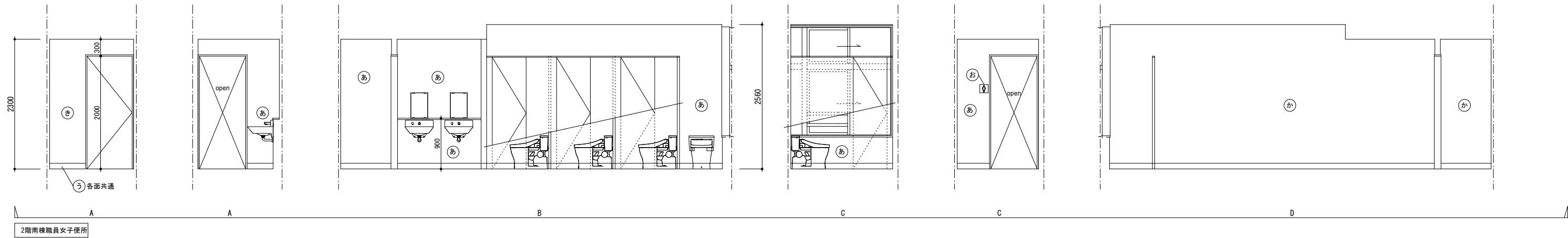
記号	仕上げ
あ	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (LS65下地)
い	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (ふかし壁工法)
う	ビニル床シート巻上げ H=100
え	SUS巾木 H=100 t=1.5
お	ビクテラ77 77mm板 150角 厚5 インジエット平付型
か	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3
き	耐火間仕切壁下地のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (便所側) けい酸カルシウム板厚6 (廊下側)
く	
け	

注) 耐火間仕切壁はLS65下地けい酸カルシウム板厚8×8 (両面)
とし、RC部まで施工すること。

TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-29
NAME	SCALE	
南棟便所展開図1 (改修後)		1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



2階南棟職員男子便所

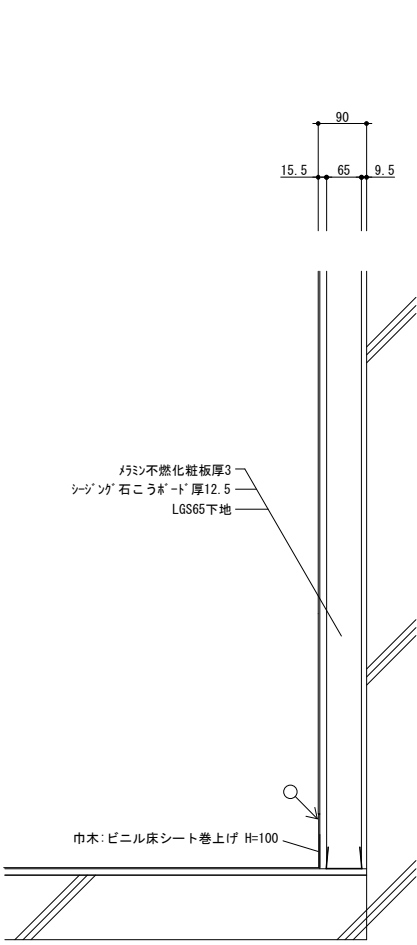


2階南棟職員女子便所

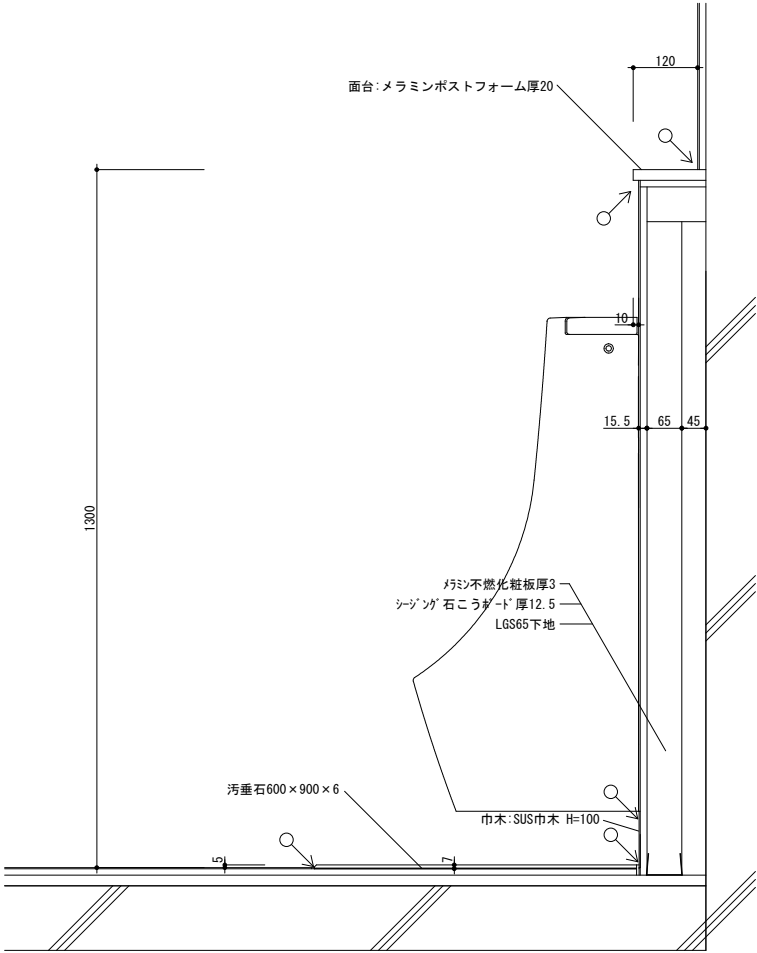
記号	仕上げ
(あ)	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (LS65下地)
(い)	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (ふかし壁工法)
(う)	ビニル床シート巻上げ H=100
(え)	SUS巾木 H=100 t=1.5
(お)	ビニルタテ 珪藻土板 150角 厚5 インサレーション平付型
(か)	シーリング 石こうボード 厚12.5のうえ珪藻土不燃化粧板厚3
(き)	耐火間仕切壁下地のうえ珪藻土不燃化粧板厚3 (便所側) けい酸加シウム板厚6 (廊下側)
(く)	
(け)	

注) 耐火間仕切壁はLS65下地けい酸カルシウム板厚8+8 (両面)
とし、RC部まで施工すること。

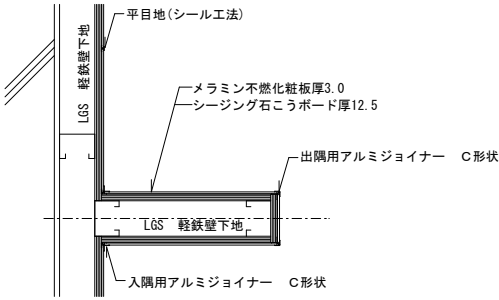
TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-30
NAME	SCALE	
南棟便所展開図2 (改修後)		1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



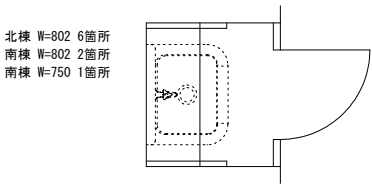
便所 床壁取合い 1/10



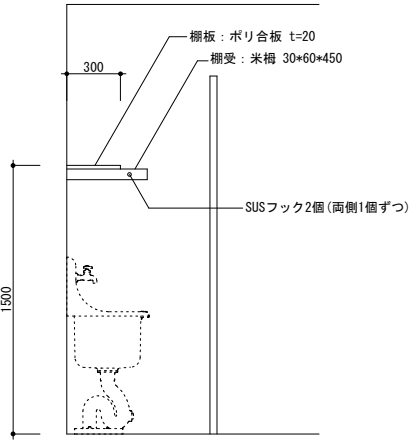
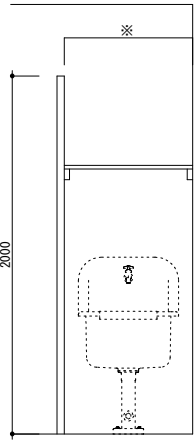
便所 小便器前 床壁取合い 1/10



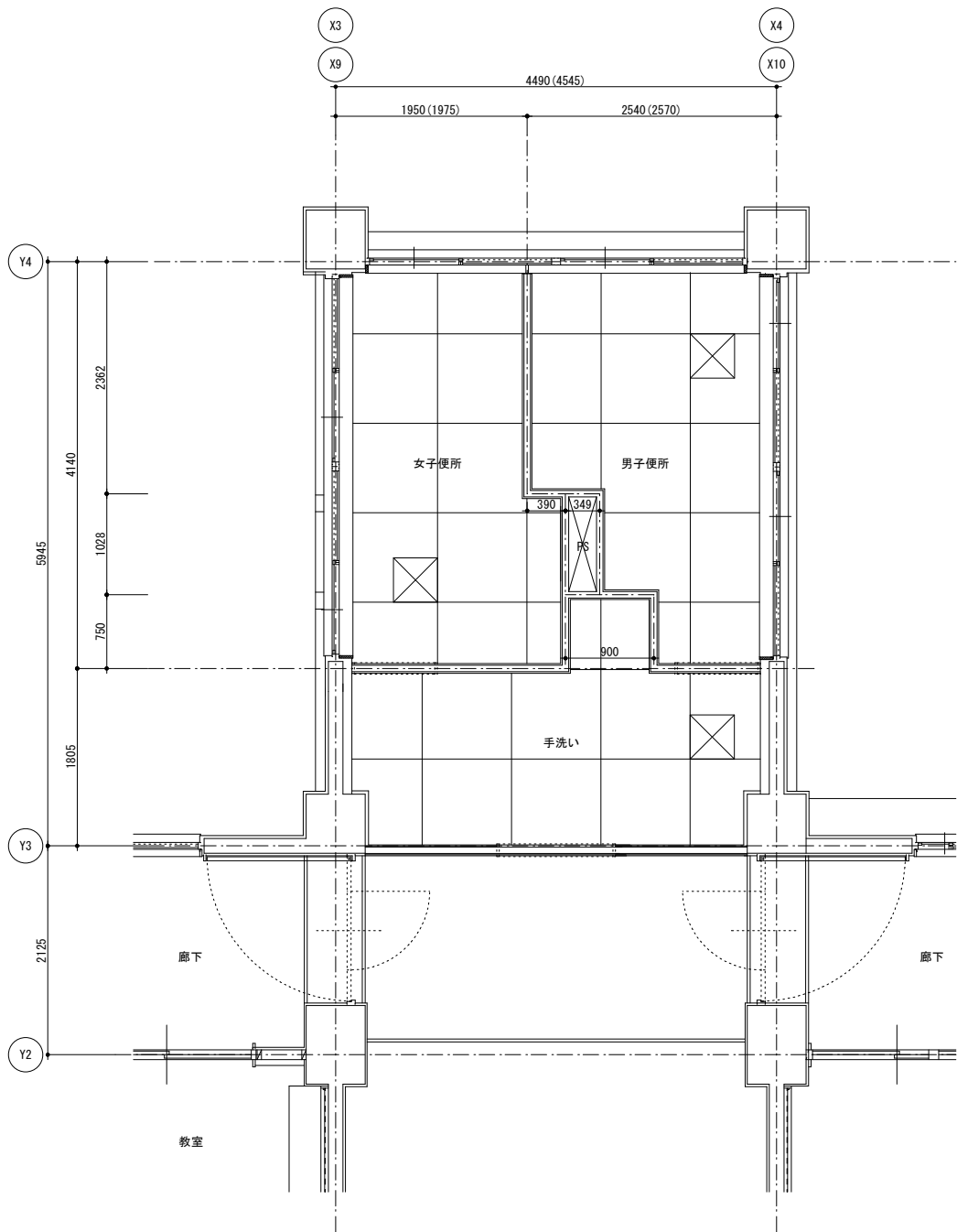
壁仕上げジョイント部詳細 1/10



掃除具入棚詳細図 1/30

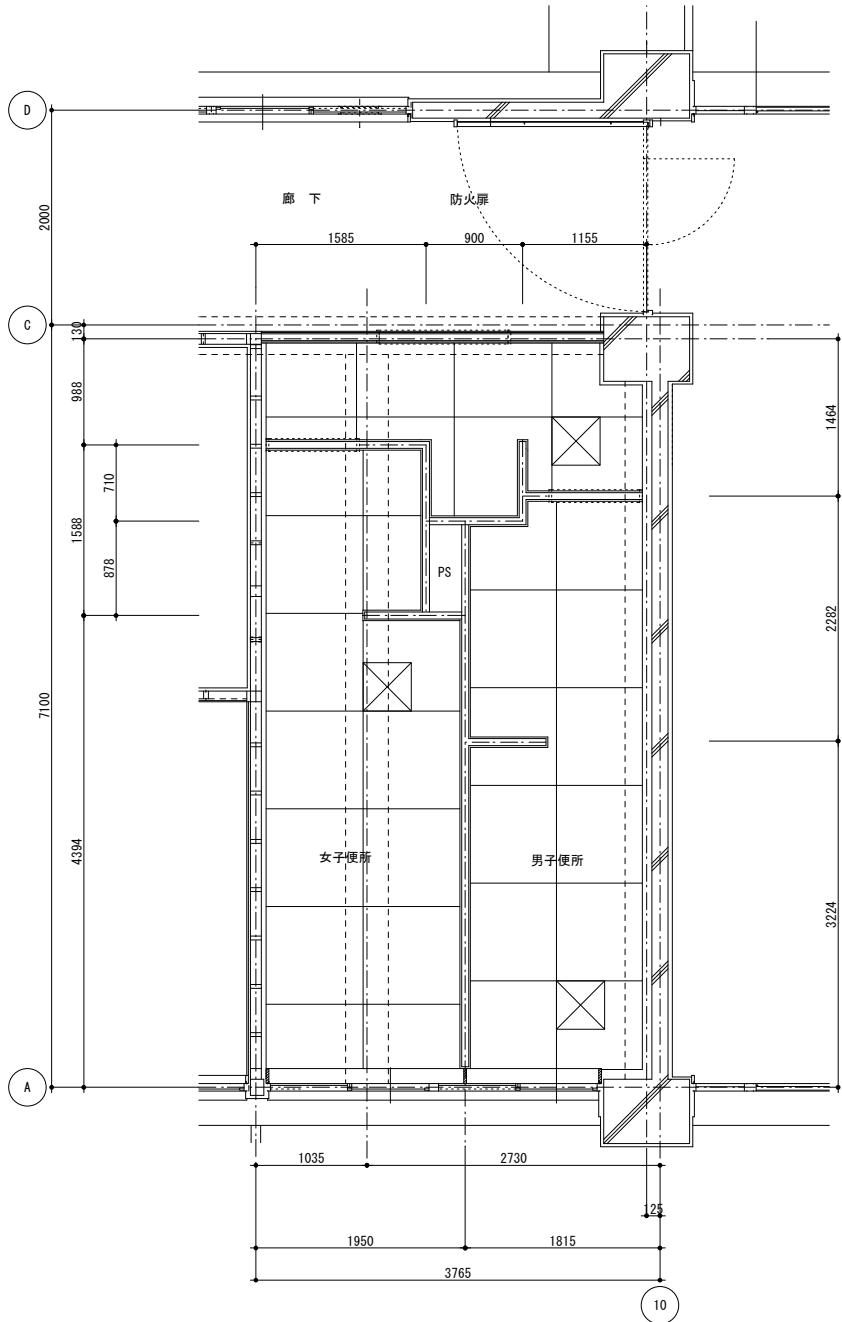


TITLE	DATE	NO
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-31
NAME	SCALE	
部分詳細図		1/10、1/30
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



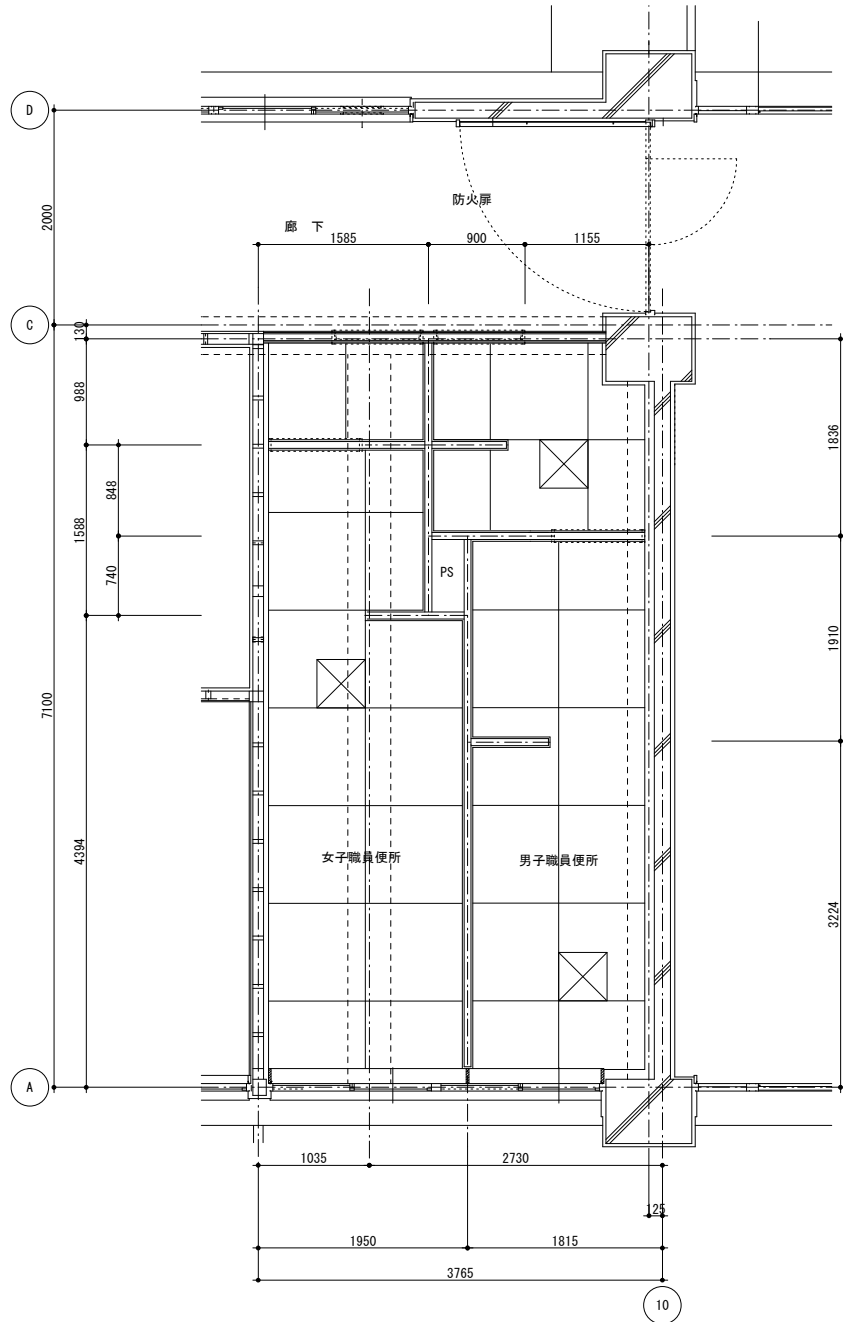
(改修後)
北棟(東西)1~3階天井伏せ図 1/50 () 内寸法は西側トイレ寸法を示す

化粧石こうボード厚9(塩ビ廻縁共)撤去後化粧石こうボード厚9.5(塩ビ廻縁共)新設



(改修後)
南棟1、3階 天井伏図 1/50

化粧石こうボード厚9(塩ビ廻縁共)撤去後化粧石こうボード厚9.5(塩ビ廻縁共)新設



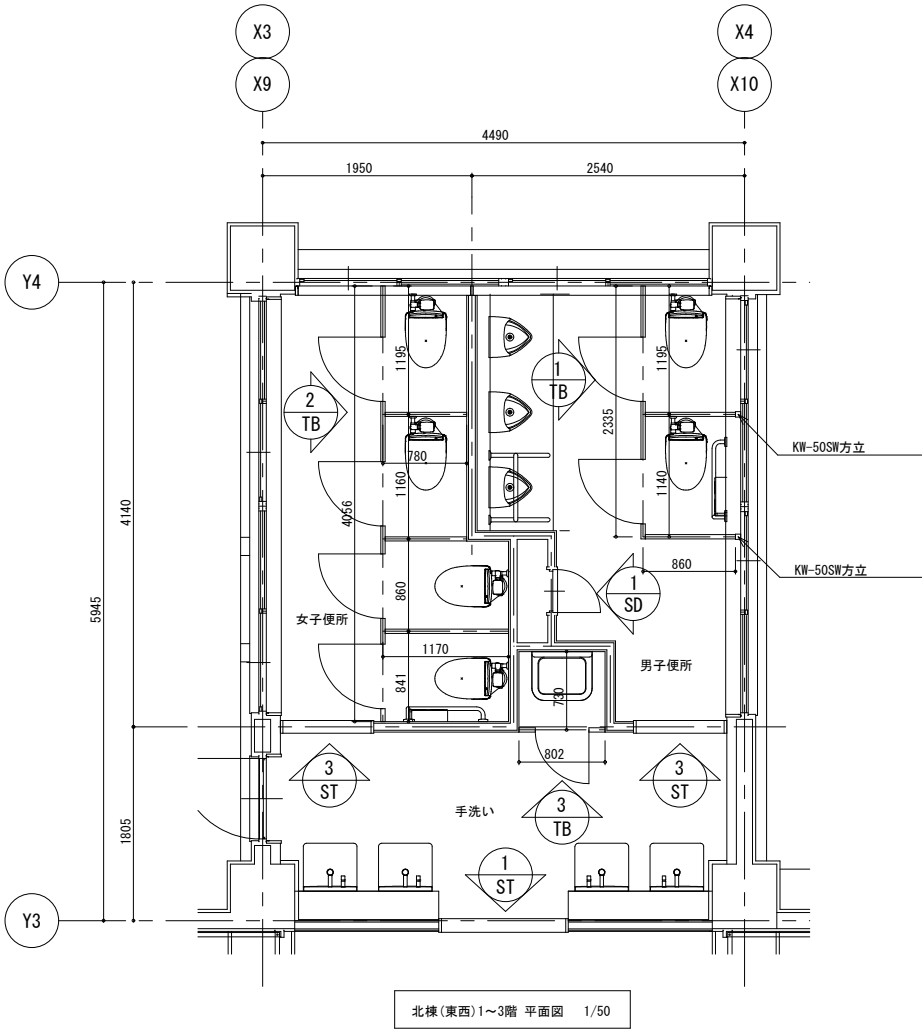
(改修後)
南棟2階 天井伏図 1/50

化粧石こうボード厚9(塩ビ廻縁共)撤去後化粧石こうボード厚9.5(塩ビ廻縁共)新設



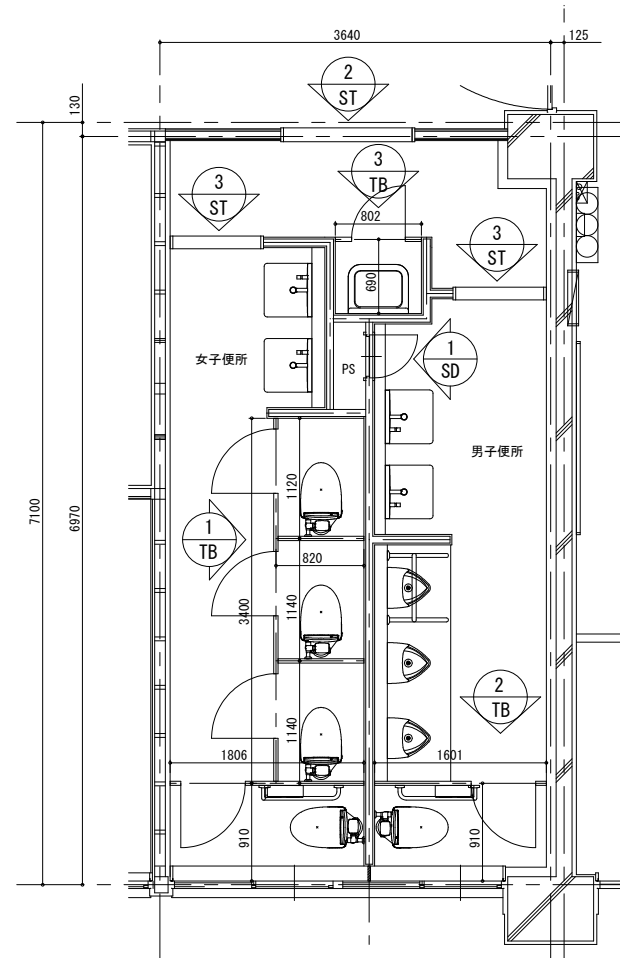
天井点検口(450角)新設 ※位置については打合せにより決定すること

T I T L E		D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事			A-32
N A M E		S C A L E	
天井伏図(改修後)			1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎	



記 号 室 名	1 ST 北棟(東西)1~3階 手洗い6ヵ所	3 ST 北棟(東西)1~3階 各便所12ヵ所	1 SD 北棟(東西)1~3階 男子便所6ヵ所
形 状 寸 法			
名 称	ステンレス三方枠	ステンレス三方枠	片開きスチール片面ガラス戸
見 込	126	118	100
仕 上	SUS HL	SUS HL	垂鉛メッキ銅板t=1.6 SGP (建具枠共)
金 物	SUS宙摺W40	SUS宙摺W40	丁番、ケースハドム、シリンダー錠
備 考			他一式

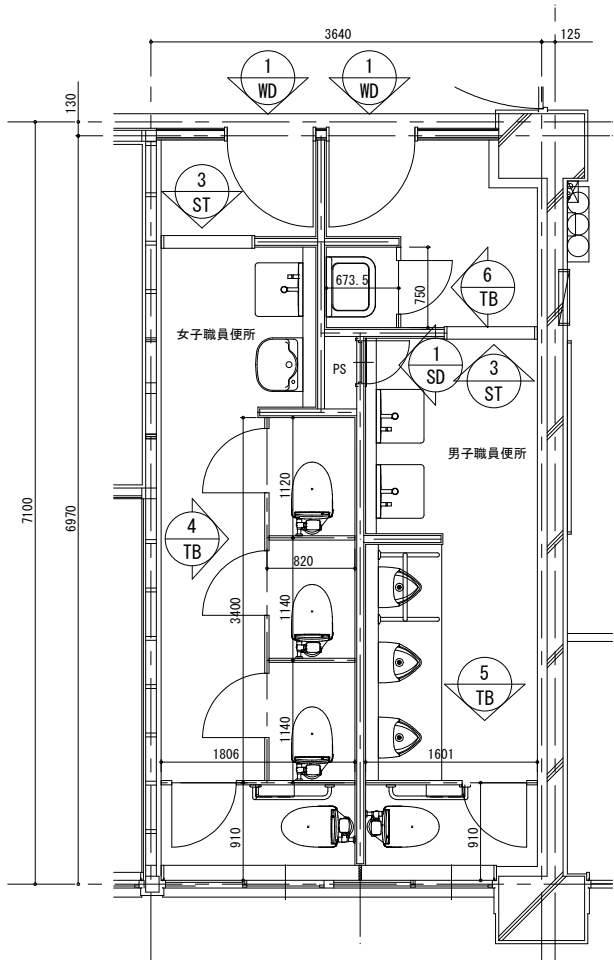
記 号 室 名	1 TB 北棟(東西)1~3階 男子便所6ヵ所	2 TB 北棟(東西)1~3階 女子便所6ヵ所	3 TB 北棟(東西)1~3階 手洗い6ヵ所
形 状 寸 法			
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース
見 込	40	40	40
仕 上	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF2.5T)(標準柄木目含む)※木目柄は20柄以上から選択できることとする。	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF2.5T)(標準柄木目含む)※木目柄は20柄以上から選択できることとする。	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF2.5T)(標準柄木目含む)※木目柄は20柄以上から選択できることとする。
金 物	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り 巾木・床レール
備 考	小松ウオール工業 TB-GPR 同等品	小松ウオール工業 TB-GPR 同等品	小松ウオール工業 TB-GPR 同等品



南棟1・3階 平面図 1/50

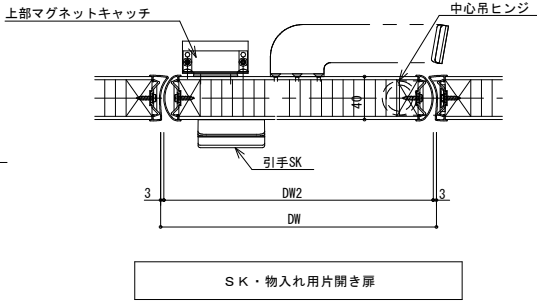
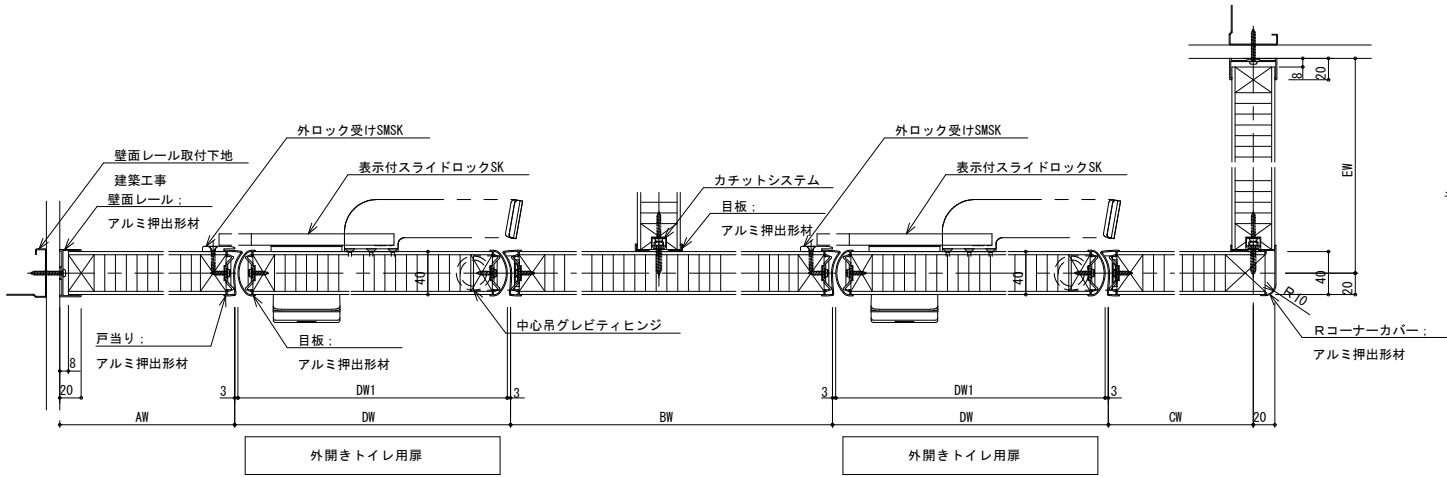
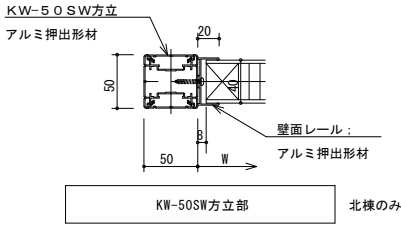
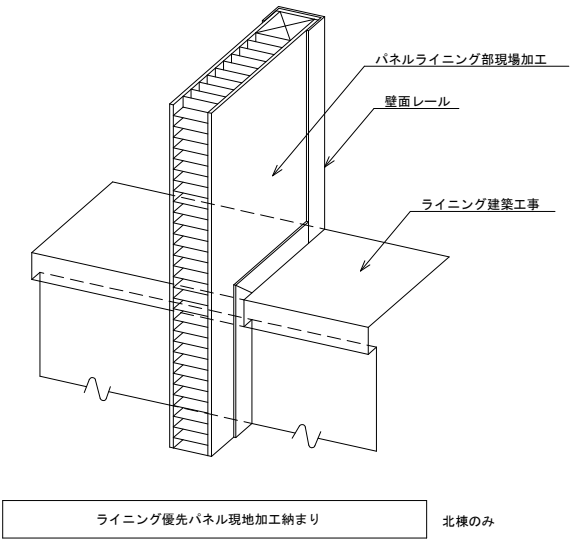
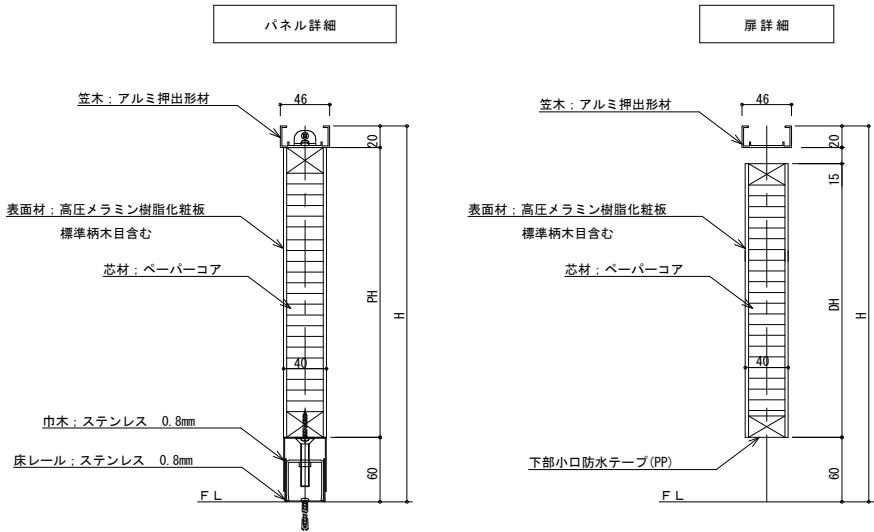
記 号 室 名	2 ST 南棟1・3階 便所入口	2カ所	1 TB 南棟1・3階 女子便所	2カ所				
形 状 寸 法								
名 称	ステンレス三方枠		トイレブース					
見 込	126		40					
仕 上	SUS HL		高圧メラミン樹脂化粧板(下地：MDF2.5T) (標準柄木目含む)※木目柄は20柄以上から選択できること					
金 物	SUS寄槽W40		笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール					
備 考			小松ウオール工業 TB-GPR 同等品					
記 号 室 名	3 ST 南棟1・3階 各便所	4カ所	1 SD 南棟1・3階 男子便所	2カ所	2 TB 南棟1・3階 男子便所	2カ所	3 TB 南棟1・3階 男子便所	2カ所
形 状 寸 法								
名 称	ステンレス三方枠		片開きパネル片面ガラス戸		トイレブース		トイレブース	
見 込	118		100		40		40	
仕 上	SUS HL		亜鉛メッキ銅板t=1.6 SOP (建具枠共)		高圧メラミン樹脂化粧板(下地：MDF2.5T) (標準柄木目含む)※木目柄は20柄以上から選択できること		同左	
金 物	SUS寄槽W40		丁番・ケースノド、シンナー錠 他一式		笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール		笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り 巾木・床レール	
備 考					小松ウオール工業 TB-GPR 同等品		小松ウオール工業 TB-GPR 同等品	

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-34
N A M E	S C A L E	
南棟 建具表1		
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



南棟2階 平面図 1/50

記 号 室 名	1 WD 南棟2階 各便所	2カ所	4 TB 南棟2階 女子便所	1カ所				
形 状 寸 法	木製額縁25×126 SOP							
名 称	片開きフラッシュ戸 (両面フラッシュ)		トイレブース					
見 込	40		40					
仕 上	メラミン化粧板		高圧メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF2.5T) (標準柄木目含む) ※木目柄は20柄以上から選択できること					
金 物	丁番、ドアクローザー、レバーハンドル、SUS宙摺W40		他一式	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール				
備 考	小松ウオール工業 TB-GPR 同等品							
記 号 室 名	3 ST 南棟2階 各便所	2カ所	1 SD 南棟1・3階 男子便所	1カ所	5 TB 南棟2階 男子便所	1カ所	6 TB 南棟2階 男子便所	1カ所
形 状 寸 法								
名 称	ステンレス三方枠		片開きスチール片面フラッシュ戸		トイレブース		トイレブース	
見 込	118		100		40		40	
仕 上	SUS HL		亜鉛メッキ鋼板t=1.6 SOP (建具枠共)		高圧メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF2.5T) (標準柄木目含む) ※木目柄は20柄以上から選択できること		同左	
金 物	SUS宙摺W40		丁番、ケースハット A、シリンダ 錠		他一式	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り ロック・戸当り帽子掛け・巾木・床レール	笠木・中心吊ヒンジ・目板・戸当り 巾木・床レール	
備 考					小松ウオール工業 TB-GPR 同等品		小松ウオール工業 TB-GPR 同等品	



◇仕様表 (小松ウオール サニティTB-GPRタイプ)		
項 目	部 材	材 料 (板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF) (標準柄木目含む)
	芯 材	ベーバーコア
	目板 / 戸当	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
付属品	巾木 / 床レー	ステンレス 0.8mm <ヘアライン仕上>
	笠木	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
	壁面レール / コーナーカバ	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
	ヒンジ / SKヒンジ	中心吊グレビティヒンジ / 中心吊ヒン
	ロック	表示付スライドロックSK
	その他金物	引手SK

※木目柄は、20柄以上から選択できることとする。

T I T L E	D A T E	N O
鳴門市撫養小学校便所改修工事のうち建築工事		A-36
N A M E	S C A L E	
トイレブース詳細図		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎